

平成31年 3月 5日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成31年3月5日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 2号 教育長の任命について
- 日程第 7 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東庄町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第18 議案第 9号 東庄町森林環境基金条例を制定することについて
- 日程第19 議案第10号 東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第20 議案第11号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第21 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

- 日程第 2 2 議案第 1 3 号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 3 議案第 1 4 号 東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 4 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度東庄町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 号 平成 3 1 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 号 平成 3 1 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 号 平成 3 1 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 4 号 平成 3 1 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 5 号 平成 3 1 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 6 号 平成 3 1 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 7 号 平成 3 1 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 8 号 平成 3 1 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第 3 6 陳情第 1 号 後期高齢者の窓口負担の原則 1 割負担の継続を求める陳情
- 日程第 3 7 陳情第 2 号 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第 3 8 陳情第 3 号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情
- 日程第 3 9 休会の件
本日の会議に付した案件
議事日程のとおり
出席議員（14名）

- 1 番 桜 井 莊 一 君
 2 番 土 屋 光 正 君
 3 番 宮 澤 健 君
 4 番 佐久間 義 房 君
 5 番 板 寺 正 範 君
 6 番 花 香 孝 彦 君
 7 番 大 網 正 敏 君
 8 番 高 木 武 男 君
 9 番 鈴 木 正 昭 君
 10 番 山 崎 ひろみ 君
 11 番 土 屋 進 君
 12 番 宮 崎 正 吾 君
 13 番 鎌 形 寿 一 君
 14 番 城之内 一 男 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君
 副 町 長 金 島 正 好 君
 監 査 委 員 平 山 茂 君
 総 務 課 長 向 後 喜一朗 君
 町 民 課 長 伊 藤 雅 晃 君
 まちづくり課長 林 栄 壽 君
 健 康 福 祉 課 長 海 上 孝 君
 会 計 管 理 者 飯 嶋 実知子 君
 病 院 事 務 長 寺 嶋 利 和 君
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 土 屋 富 士 雄 君
 教 育 長 五 十 嵐 正 憲 君
 教 育 課 長 多 田 克 己 君
 生 涯 学 習 担 当 課 長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

事務局 長 笹 本 忠 男

次 長 石 毛 美 恵 子

主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(城之内一男君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成31年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 土屋進君、4番 佐久間義房君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、花香孝彦君。

6番(花香孝彦君)

平成31年3月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月26日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案30件、陳情3件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から15日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は7人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第2号から同意第12号までを順次上程し、採決を行います。次に、承認第1号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、議案第9号から議案第14号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の6日は、議案第15号から議案第18号までを順次上程し、質疑・採決を行います。続いて、議案第1号から議案第8号までの、平成31年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することとなります。次に、陳情第1

号から陳情第3号までを上程し、所管の常任委員会に付託いたします。次に、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の7日から14日までは休会としまして、この間、7日、8日、11日には予算決算常任委員会を、12日午後に文教福祉常任委員会を、13日午後に総務産業常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の15日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第1号から議案第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。続いて、文教福祉常任委員会及び総務産業常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月15日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月15日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、陳情3件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成30年11月26日から平成31年2月25日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課、庶務関係で、区長会総会を2月17日に開催し、新役員が決定をいたしました。区長さん方には行政の様々な場面でご活躍をいただいております。

次に、2ページ目、管財関係でございますけれども、インターネット関係の委託と工事を1件ずつ契約をいたしました。

次に、3ページ目の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、平成30年度町県民税等の新規・更正分納税通知書を発送しております。また、滞納処分といたしまして、差し押さえ、滞納整理として臨戸徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、5ページ目の旅券関係でございますけれども、1月15日から町民係の窓口で旅券の申請、受け取りが出来るようになり、40件の交付をいたしております。

次に、7ページ、環境関係でございますけれども、不法投棄監視カメラの設置工事を発注いたしました。不法投棄の予防目的に町内2ヶ所に監視カメラを設置する工事でございます。

次に、9ページ目、衛生関係でございますけれども、記載のとおり、各種予防接種、健診等の事業を実施いたしております。また、子ども医療費・高校生医療費対策事業につきましても、11月から1月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えます。

次に、11ページ目、介護保険関係でございますけれども、介護サービス利用件数、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、12ページ目のまちづくり課の建設関係でございますが、道路改良工事等、10件の工事と測量業務委託等の7件の委託業務を発注いたしました。

次に、14ページ目、上段であります。農林関係でございますけれども、豚流行性下痢（PED）発生に伴い、旧東庄病院跡地に消毒ポイントを設置いたしました。2月1日から22日までの間で消毒車両台数は352台となっております。

次に、15ページ、水道関係でございますけれども、配水管更新工事基本設計業務委託を契約いたしました。新堀配水場から北ルートを横断し、東庄病院へ向かう老朽管をより耐久性の高い配水管へ更新する工事の設計業務でございます。

最後に、16ページ目、東庄病院の関係でございますけれども、診療状況におきましては、入院患者数が1日平均54人、外来患者数が114人となっており、経営は順調に推移しているものと認識をしております。

また、契約関係でございますけれども、保健福祉総合センターを含めた空調設備の更新工事設計業務委託を契約いたしました。フロンガスの排出規制に対する工事の設計業務でございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。
議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、17ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を3回、教育委員・民生委員児童委員・学校長合同会議を記載のとおり開催いたしました。

次に、2項目目の学校教育関係の報告の前に訂正をお願いいたします。学校教育関係の平成31年度東庄町立こじゅりんこども園児募集結果の前に（1）をつけ加えていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、2項目目の学校教育関係の報告をいたします。

来年度、笹川幼稚園、橘幼稚園の2園を閉園して新しく開設される東庄町立こじゅりんこども園の平成31年度の園児募集の結果については、2月25日現在、該当者89名のところ、応募者62名で、応募率は69.6%となりました。

次に、17ページ中段から18ページにかけて学校教育の契約関係ですが、こじ

ゆりんこども園関係の業務契約が2件、統合小学校関係の業務契約が3件、東庄中学校関係の業務契約が2件の、幼、小、中、合わせて7件の契約を記載のとおり行いました。

また、統合小学校関係では五つの小学校がスムーズに統合していけるように、記載のとおり会議や児童交流事業を行いました。

次に、18ページ中段の3項目目、生涯学習関係では、生涯学習事業、社会体育事業、公民館事業を記載のとおりに行いました。主なものとしたしましては、社会体育事業の1項目目の12月2日に行われたコジュリンマラソン大会は、町の内外のランナー355名の参加をいただき開催いたしました。この大会には、元鹿島アントラーズの本田泰人さんをゲストランナーとしてお招きして開催いたしました。

18ページ下段からの公民館事業では、19ページの宝くじ文化公演「ハートフルコンサート」に335名、公民館まつりには800名と、たくさんの町民を集めて開催することが出来ました。

また、中段の社会教育関係では、1月13日に公民館を会場に該当者の83%に当たる107名の新成人を迎えて東庄町成人式が行われ、新成人の新しい門出を町を挙げてお祝いいたしました。

続いて、学校給食センター関係では、報告期間の総給食数は5万5,125食、1日平均1,060食の給食を児童生徒に提供いたしました。また、第2回学校給食センター運営委員会を2月25日に開催いたしました。

最後に20ページ、指定寄附では、今年度も11月28日に東庄町養豚経営者協議会より豚肉のご寄附をいただきましたので、豚丼の給食を提供することが出来ました。2020年に新しい給食センターが稼働するまで現在の施設を使用して衛生管理の徹底を図り、出来るだけおいしい給食を子供達に食してもらえるように努力を続けてまいります。

以上で、教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（城之内一男君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

1月の臨時議会において、岩田町長の7期目の就任に当たる所信表明を伺わせていただきました。本日はその中から、今後の具体的施策についてお聞きしたいと存じます。

31年度予算も前年に対して15億円近くの増となっております。この4年の任期中も岩田町長の手腕が発揮されることを大いに期待申し上げます。

初めに、防災対策について伺います。

町民の命を守ることは最重要課題と認識しております。東日本大震災から8年が経ちました。また、近年は気候の変動による大雨、大風等で各地に大きな被害をもたらしております。2月には地域防災計画案に対するパブリックコメントが実施されていましたが、見直しの経緯、内容についてお聞かせください。

従来から国の「防災基本計画」があり、自治体が立てる「地域防災計画」などがあります。それに加え、町会・自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する「地区防災計画」が平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定出来る制度となっています。災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは、自助であり、共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティで作る地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。この地区防災計画を立てる単位は、町会や自治会、マンション管理組合や企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となる事が出来ます。

内閣府によると、地区防災計画策定状況の全国調査が初めて公表されました。昨年4月1日時点で地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは23都道府県の40市区町村、248地区で完成し、また、素案作成に向けて活動中なのが40都道府県の123市区町村の3,427地区であります。

素案策定段階にある地区を抱えた市区町村数が、全国に1,741ある自治体の1割にも満たず、計画策定のための説明会開催や町内会への呼びかけをしているの

は全体の約15%の260自治体で、73自治体は制度自体を知らない状況でありました。制度の普及、啓発活動について「行う必要はあるが、行えていない」と答えた自治体は全体の約6割に及んでいます。今後、各地域で地区防災計画の策定が進むことが町全体の災害対応力の向上につながるとも考えますが、これに関する認識、また地域への周知方法をお伺いいたします。

次に、子育て、教育について伺います。

31年度予算は、学校給食センター建設や統合小学校の大規模改修などに多くの予算が組まれております。「こじゅりんこども園」もスタートします。町はこれまでも18歳までの医療費無償化や学校給食費の全額助成、更に来年度は国の施策を前倒しして5歳児保育料の無償化など、町の将来を担う子供達のための施策を先駆けて実施していただいております。生意気ではありますが、私個人的には、この4年間は岩田町政の総仕上げではないかと思っております。我が町を担う大事な子供達であります。将来を見据え、子育て、教育に関してどのような施策をお考えなのかお聞かせください。

次に、町民の健康を守る予防医療等の取り組みについて伺います。

我が町は、後期高齢者一人当たり医療費、また国民健康保険の一人当たり医療費が共に県内で最も低い自治体であり、地道な努力が実を結んできたとありますが、町民はこのことに関してどのような認識でいるのでしょうか。自分が支払った医療費の金額や健康保険料の負担のことしか浮かんでこないのではないのでしょうか。私は町保健推進協議会の委員をさせていただいており、会議に出席する機会があります。担当課は町民の健康を守るため、周辺の市町、更には全国の状況にもアンテナを高くして仕事に取り組んでくれています。このことは高く評価したいと思います。がしかし、予防医療の重要性、成果を町民にもっと理解していただく必要があるのではないのでしょうか。そこで30年度の事業実績及び31年度の事業計画について主な内容、課題について、更にこれから特に取り組んでいく施策等があればお聞かせください。

次に、高齢者が元気で安心して生活出来る環境整備及び居場所づくりについて伺います。

町の高齢化率は年々高まっていくことは避けられない状況にあります。高齢者のみの世帯も益々増加してまいります。前回も外出支援バスのことについては質問さ

せていただきましたが、町長の所信表明の中で、使い勝手の良い巡回バスに、また巡回バスを補完する新たな交通システムを検討するとありますが、これはすぐにも取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

町内で高齢者が生活するのに、移動手段が一番大きな問題かと考えます。更に居場所づくりも重要かと思えます。町では、現役で農作業をされている方やシニアクラブ等で活動されている方達は大変お元気だと見受けられます。一方、会社を退職されてからしばらくすると個人によって大きな違いが出てきます。人は生きがいを持たないと体も気持ちもどんどん老け込んでしまいます。二世帯、三世帯で暮らしていても家の中での会話は本当に少なくなっています。外に出て人に会い、おしゃべりをして体を動かすことが心身共に健康でいられる秘訣だと考えます。同世代の仲間と会話し、笑うこともとても大事だと思います。車を運転出来る期間と車を運転出来なくなった時、両方の対応が必要と考えます。高齢者のための環境整備及び居場所づくりについて、町の見解をお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。この後は自席にて一問一答方式で行わせていただきます。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、山崎議員の質問にお答えをいたします。

初めに、防災対策についてのご質問であります。地域防災計画の見直しの経緯でございますけれども、今回の見直しは災害に強い、そして安心安全なまちづくりの実現に向けた総合的な防災、そしてまた危機管理体制の整備、充実を図るため、これまでの課題等を検討し、国の防災基本計画の修正や防災関係の法令の改正、千葉県地域防災計画の修正などと整合性を図り、改定を行うものであります。

内容といたしましては、東日本大震災、また熊本地震等の教訓を踏まえまして、自分の命は自ら守る、減災意識の醸成等を初めとする災害対策の強化、台風、集中豪雨、土砂災害等の教訓を踏まえた避難対策の強化、土砂災害対策の強化、その他、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正を反映した見直しを行っております。

去る3月1日に防災会議を開催いたしました。そしてまたその席で了解をいただきましたので、年度内の策定に向け、事務を進めてまいります。議員各位には議会

最終日の全員協議会において概要を説明させていただき予定でございます。

次に、子育て、教育に関する施策についてでございますが、子供は町の宝であります。情緒豊かに元気に成長し、将来、大いに社会で活躍してもらいたいと思っております。そのためには教育環境を整備すると共に、子育て支援を充実させてまいりたいと思っております。

まず、東庄小学校の開校に向けて、現笹川小学校の大規模改修、そしてエアコンの設置、また中学校のエアコン設置、更には駐輪場の整備と共に、給食センターの建設を進めてまいります。

また、小学校の敷地内に放課後児童クラブを建設いたします。更にこの4月に二つの幼稚園を統合いたしまして認定こども園としてこじゅりんこども園をスタートさせます。幼児教育の充実を図ってまいりたい、このように考えているものであります。

次に、子育て支援についてでございますが、国が本年10月から始める幼児教育、保育の無償化を5歳児について4月から前倒しして実施をいたします。18歳までの医療費無償化や給食費の無償化は引き続き、きっちりと継続して予算化してまいります。少しでも保護者の負担軽減につながればと思っております。実際、私は個人的にはこう考えております。義務教育ということで、今までは小学校に上がる子供が義務ということで国がその支えをしてまいりましたけれども、出生した子供が18歳、いわゆる今、選挙権のある年齢まで育てることは国の義務と私は思っております。各町村が云々よりも、やはりこれは義務化をしていくべきだろうと。子供にかかる経費は全部国が見るということが基本であると思っております。もう国においては、どこの国とは申し上げませんが、それを実施している国があるわけではありますが、それはやはり日本の国そのものも将来的には考えていくべきだろうと、このように思っております。

次に、予防医療についてでございますが、病気にならない、病人を作らない施策として、予防接種、がん検診等の無償化、人間ドックの費用助成を継続してまいります。特定健診の受診率は県内市町村でも最も高い自治体となっておりますが、引き続き受診率の向上、そして病気の早期発見、早期治療につなげてまいりたいと、このように考えております。

次に、高齢者の居場所づくりであります。重要な課題の一つであります。地域

の公民館、青年館、そしてまた空き家等の利用の他、シルバー人材センターの活力を維持する一つの有効な居場所として捉え、高齢者の居場所づくりに検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でありますけれども、これはやはり最近の傾向として、コミュニケーションが非常に少ないということも大いにあると思います。近所の声のかけ合いも大きな一つだと思っております。この問題についても今後、区長会等を通じて徹底を図ってまいりたい、このように考えております。

以上であります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私の方から、防災対策の地区防災計画の件と、それから外出支援バスの利便性の向上、これを補完する新しい交通システムについて、この2点についてお答えをさせていただきます。

まず、地区防災計画についてお答えをいたします。

災害被害を最小限にするためには、地域コミュニティにおける自助、共助が大変重要なものであると認識しております。東庄町は各区を自主防災組織と位置づけており、地域住民が連携し、協力し合って防災活動を行っていただくことを想定しております。

各区の区長様方には、行政協力員の災害対応マニュアルを配布し、協力をお願いしております。また、今後は自主防災組織運営マニュアルのひな型等を配布し、各区の皆様組織としての体制づくりの周知啓発を行っていく予定でございます。地区防災計画につきましては、この自主防災組織を主体とし、区に加入していない世帯等も含め、策定出来るよう、支援の出来る体制を検討してまいります。

次に、外出支援バスの利便性の向上と、これを補完する新たな交通システムについては、運行予定や時刻表の見直しを進めると共に、福祉部門と協議しながら高齢者の新しい交通手段の確保を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

私からは、町民の健康を守る予防医療等の取り組みについてお答えをいたします。

保健衛生事業の平成30年度実績の主なものにつきましては、人間ドック助成事業、ピロリ菌検査、各種がん検診、予防接種事業、子ども医療費等助成事業、特定不妊治療助成事業、子育て世代包括支援センターの開設、産後ケア事業、子育てモバイルサービスなどがございます。

ピロリ菌検査につきましては、若い世代の受診を促進していく必要があるため、25歳、35歳に加え、平成30年度からは20歳の方へピロリ菌検査を実施いたしました。周知方法につきましては、個人通知により行いました。

各種がん検診につきましては、広報、個別通知等で周知をいたしました。前立腺がん検診を除く各種検診については1,000人以上の方が受診をしております。

予防接種事業につきましては、乳幼児の各種予防接種、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種の助成費用を行いました。

子ども医療費等助成事業につきましては、ゼロ歳から中学校3年生までの医療費及び高校生等の医療費について全額助成しております。

特定不妊治療助成事業につきましては、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に平成27年度から実施した事業で、1年度当たり10万円を限度に助成するもので、3件、30万円の助成を行いました。

子育て世代包括支援センターの開設、産後ケア事業及び子育てモバイルサービスにつきましては、平成30年度から新規に実施したものでございます。子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠、子育てに関する各種相談に応じ、母子保健と子育て支援の両面からサポートをする身近な相談窓口で、保健師等の専門スタッフが関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするため、保健福祉総合センター内に開設したものでございます。

産後ケア事業につきましては、出産後に家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない産婦及びその乳児に対して、休養の機会を提供し、出産後の母体を保護すると共に、心身のケア、育児の支援等を行うものであり、事業は委託して実施しております。

子育てモバイルサービスにつきましては、予防接種、周辺医療機関、町からのお知らせなどの子育て情報を配信するモバイルサイトで、登録は無料でございます。

3月1日現在、173名の方が登録をしております。平成30年度の実績から課題として、若い世代へのピロリ菌検査の周知方法、がん検診で精密検査対象となった方への受診勧奨等でございます。

続いて、保健衛生事業の平成31年度の事業計画でございますが、平成30年度に実施した事業に加え、幼児の虫歯の罹患率が多いことから、幼稚園児を対象にフッ素物洗口事業を、風しん対策として1962年4月2日生まれから1979年4月1日生まれの男性を対象とした風しん抗体検査及び予防接種、成人の風しんワクチン予防接種、助産師による母子保健相談、骨髄移植ドナー支援事業助成金事業、不育症助成金事業などを計画しております。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

町長、また担当課の答弁、ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

初めに、防災対策についてですが、我が町は各区を自主防災組織と位置づけていますが、区民の皆さんの認識はどの程度あるとお考えですか。また、昨今は区に加入しない世帯や区を抜ける世帯も多く見られますが、町の認識をお聞きします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

自主防災組織に関する区民の認識についてお答えをいたします。各区の区長様方には区長会の総会、まちづくり会議等において、災害対応マニュアルを配布し、協力をお願いしておりますが、各区の皆様には、更なる組織としての体制づくりの周知、啓発が必要であると認識しております。自主防災組織は、地域住民による防災活動、共助の役割を担う組織であり、地域住民の自発的な防災活動の拠点として平常時から地域ぐるみで防災意識を高め、防災訓練や物資の備蓄等を行い、災害時には行政機関の救助、救援活動等の補助・補完を行っていただく組織でございます。各区の皆様には地域の特性に合った自主防災の体制づくりをお願いし、各区で独自の自主防災組織を運営出来るよう、支援してまいりたいと考えております。

また、区に加入しない世帯、区を抜ける世帯については、地域の防災体制において課題として認識しております。自主防災組織を主体として、区に加入していない世帯等も含めた体制づくりが必要であると考えております。

私からは以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

はい、ありがとうございます。

防災計画は決まり事で、作らなければならないことは理解いたしますけれども、紙ベースで型にはまった計画を作っただけでは機能しないのではと考えます。町民への周知や防災訓練、避難訓練等も実施するべきだと考えますし、一人一人が認識し、意識することが大事だと思います。その上で、地区防災計画の必要性についてはどのようにお考えですか。更に、私は前々から提案してまいりましたが、現在は区の中に女性の声あまり反映されていないのではと考えます。女性防災委員などの位置づけが必要と考えますが、町の見解をお聞きします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

地区防災計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成26年に創設された制度でございますが、区に未加入の世帯等への対応を考えますと、今後は必要になると認識をしております。

また、女性防災委員の設置につきましては、各区の皆様組織としての体制づくりの周知、啓発を行っていく中でお願いしてまいりたいと考えます。

以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

地区防災計画は、地域の防災力を高める役割があり、共助を膨らませることが目的とのこと。地域のつながりが希薄化している現在、いざとなれば何とかなるという時代ではないと思います。いざ災害が発生したら自分はどう行動するのか、

そして周囲の人達と、どう協力するのか、そういったことを頭の中に入れておく必要があると思います。現実性のある計画が大事だと思います。そして、その中には女性の役割も大いに必要になってくると考えます。町が主導して進めていけることを望みます。

次に、子育て教育に関する施策ですが、私が町内を回って議会報告をさせていただきますと、最近では子育て支援ばかりだねと言われることがあります。年寄りのことももっとやってくれよということかもしれません。高齢者には元気で生活していただくことは何より重要ですが、この先、高齢者を支えてもらう子供達を、またその子育てしている世帯を応援していくことが町の将来のためです。町長にはこれからも一歩先を行く施策を展開し、子育て、教育に更に力を入れていただくことを強く望みます。

次に、予防医療の取り組みについて伺います。

胃がんによる死亡が県内ワースト1位という結果が出ていましたが、取り組みについて伺いたと思います。

また、子供の虫歯になっている数がダントツに悪い現状にあります。これは大変危惧されることと思いますが、この対策について町はどのようにお考えでしょうか。
議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、胃がんによる死亡が県内ワースト1位であるが、その取り組みについてということでございますが、胃がんの死亡要因については、喫煙、過度の飲酒、塩分の過剰摂取、ピロリ菌の感染などと言われております。現在、20歳、25歳、35歳を対象に、ピロリ菌検査を実施しておりますが、各世代とも1割前後のピロリ菌陽性者が出ております。また、受診率については低い状態が続いているため、町の胃がんによる死亡やピロリ菌陽性者が多いという現状を周知し、若い世代の受診を促進すると共に、周知方法についても工夫し、受診率の向上に努めてまいりたいと思います。

また、ピロリ菌陽性者には除菌を実施するように働きかけていく予定でございます。

喫煙、塩分の過剰摂取、適正飲酒など、生活習慣の改善については、各種健康教

室などで周知していく予定でございます。

胃がんに限らず、現在、二人に一人ががんに罹患するというデータがあります。男性の胃がんの53.1%、女性のがんの27.8%は生活習慣や感染が原因と言われており、積極的に生活習慣の改善を町民に働きかけていく予定でございます。

続いて、子供の虫歯になっている数が悪い状況であるが、この対策についてということでございますが、平成31年度の事業計画でも申し上げましたように、幼稚園児を対象に歯科医師による健康教育、歯科衛生士によるフッ素物洗口事業を計画しております。また、幼児の各種健診等で歯科教育について周知していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

胃がんについては、食生活の指導と検診が重要かと考えます。町民への啓発活動になお一層努力していただきたいと思ひますし、ワースト1位の汚名は返上していただきたいと思ひます。

子供の虫歯については、幼稚園児を対象に新たな事業を計画しているとのことですが、将来的にも病気を発症させる大きな原因ともなります。それほど大変な状況だと保護者の認識を促し、改善されることを望みます。

予防医療の成果はすぐに目に見えて結果が出るというものではないと思ひます。若い世代にもっとPRしていただき、また、町民の皆様にも元気で頑張っていると自覚してもらうことも大事かと考えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、30年度から子育て世代包括支援センターが開設されましたが、利用状況をお聞きします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

子育て世代包括支援センターの利用状況についてですが、これまでも実施しておりました母子手帳交付時全件面談、乳児家庭全戸訪問、各種相談に応じた情報提供、助言、保健指導の実施、関係機関との連絡調整に加え、支援プランの策定、産後ケ

アなどを行っております。

件数につきましては、母子手帳交付52件、訪問活動62件、窓口相談89件、電話相談55件、支援プランの策定52件、産後ケアは申請4件で実績2件、延べ10回の利用がございました。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

産後ケアですけれども、今、児童虐待が大きな社会問題になっております。色々なケースがあるようですが、産後鬱が引き金で虐待に発展してしまうケースもあります。早く気づいてあげ、サポートしてあげることが大事かと考えます。妊娠、出産から育児までの悩みに対応し、親子を切れ目なく支援するのが子育て世代包括支援センターの役目と認識しております。子育てに安心感が増すことで、出生率の向上にもつながればと考えます。更に充実されることを望みます。

次に、31年度事業計画で骨髄移植ドナー支援事業助成金事業を予定しているとのことですが、内容をお聞きしたいと思います。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

骨髄移植ドナー支援事業助成金事業についてですが、対象者は、東庄町に住所を有し、本町の住民基本台帳に登録されている者であって、町税等を滞納していない者、また骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者などでございます。

助成金額は、通院等の日数に2万円を乗じた額で、7日間を上限とする予定でございます。実施日ですが、要綱等を整備し、平成31年4月から実施する予定でございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

皆さんもご存じのように、競泳の池江選手が白血病になり、多くの方が周知するようになった骨髄ドナー制度です。骨髄移植ドナー支援事業助成金について、我が町はその報道がされる前から事業に取りかかろうとしていました。これもまた、職員の皆さんがアンテナを高く仕事に取り組んだ成果かと思えます。これからも引き続き町民のために努力をお願いいたします。

次に、高齢者の環境整備及び居場所づくりについてですが、現在あるシルバー人材センターを事務所及び作業所を1ヶ所に移して、仕事があっても無くても常に人が集まれる場所にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

シルバー人材センター事務所等の移転等についてでございますが、現在、シルバー人材センターの事務所と作業をする場所が離れております。作業をする場所については、狭く、雨天の場合、障子の張りかえ等をすることも困難な状況でございます。また、シルバー人材センター事務局より、事務所と作業をする場所を1ヶ所にしたいとの要望もありますので、今後、小学校跡地利活用の公募の状況等を見ながら、場所については検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

私も小学校の跡地の1ヶ所はシルバー人材センターと併せ町民が利用出来る場所にすべきと考えております。ぜひ実現出来るよう、お願いいたします。

さて、その上でシルバー人材センターは主に一人でも車等でその場所まで出かけていき、活動出来る方達かと思えます。それと合わせ、もっと高齢になり、車を運転することが困難になった方、又もともと車を運転出来ない方が気軽に集まれる場所も必要かと思えます。現在、あまり利用されていない各区にある集会所、青年館を有効利用するのが良いと考えますが、使用料が発生することから、有効利用に至っておりません。町として助成金等を出すという考えはありますか。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

各区にあります集会所、青年館を使用した場合、使用料が発生するという事は認識しております。集会所等を利用した場合の助成金等についてでございますが、ご意見として承り、今後、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

是非、検討をお願いいたします。

最後に、町長も述べられていましたが、現在、運行ルート等を見直し、検討している外出支援バスと並行して別のシステムも必要かと思っております。デマンド交通システムとして町のタクシー会社が無理な状況であるならば、他の地域では交通弱者の足となり、自分の車で有償ボランティアとして活動しているところもあります。全国各地の状況を精査して、我が町に合ったシステムを作るべきと考えます。時間をかけ、ゆっくり検討している現状ではないと思っております。すぐにでも検討する機関を立ち上げていただくことを要望いたします。

町長の所信表明は4年間の決意であります。私達議員も町民のためにというのが最大の使命であります。私はこれからも町民の声を届けるため、一生懸命働きます。町長におかれましては、全国の先進事例をたくさん見聞きしていらっしゃいます。我が町に取り入れられることは取り入れて、最高のまちづくりをお願い申し上げます。本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

改めまして、おはようございます。

それでは質問させていただきます。

質問事項1、東庄町の公園等の利用について。質問要旨1、町や県などの管理し

ている公園の過去3年から現在までの利用状況や今後の整備計画等について伺いたい。併せて要旨2、町民への周知方法はどのようにしているか伺いたい。

それでは、町や県の管理している公園の利用状況について伺います。

東庄町では、東庄町県民の森、ふれあい公園、雲井岬つつじ公園、コジュリン公園、石出堰親水公園など、幾つもの公園がありますが、それぞれの公園の利用状況や過去3年ぐらいまでの利用状況を教えていただきたい。また、今後の整備計画や住民等に対する周知方法についても併せてお伺いいたします。

それでは最初に、千葉県が管理している東庄町県民の森について伺います。

県民の森については、年間のイベント等の内容はチラシや広報等で目にしたことがあります。イベント時と通常の利用状況は比較してどのようになっていますか。次の質問として、県民の森の行事で町が参加している行事は年何回ぐらいありますか。

続きまして、ふれあい公園について質問いたします。

ふれあい公園は、現状はグラウンドゴルフの専用施設のように見受けられますが、グラウンドゴルフ以外に利用する町民は過去3年ぐらいでどのぐらいですか。

また、ふれあい公園の低地部分にローラースケート場が整備されていますが、管理があまりされていないように思われます。今後の運営や利用方法について伺いたい。

次に、雲井岬つつじ公園の状況について伺います。

現在、5月につつじ祭りを開催されていますが、その他のイベント等を含めた過去3年間の利用状況をお伺いします。また、平成31年度に公園の拡張整備を計画しているようですが、利用者の増加の見込みや利用計画についてお伺いいたします。

続きまして、コジュリン公園についてお伺いいたします。

コジュリン公園は、駐車場が使用出来ない状況ですが、利用状況はどうなっているかお伺いします。また、356号バイパスの開通まで維持管理だけを行っていくのか、今後の予定について併せてお伺いいたします。

最後に、石出の親水公園についてお伺いいたします。

現在、親水公園の遊歩道で一番奥まったところは通行出来ないように感じていますが、今後の整備計画や住民への周知をどのように行っていくのかお伺いいたしま

す。

以上で、一括質問についてはこれで終わりとなります。次回からは一問一答方式で自席にて行います。よろしくお願いします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、佐久間議員からの質問にお答えをいたします。

最初の質問の県民の森の利用状況についてお答えします。

県民の森は、年間45回程度のイベントを実施しており、イベント開催時の方が通常よりも多くの方が利用しているような状況でございます。なお、町が参加しているイベントは、春の祭りと秋の祭りの2回です。

続きまして、ふれあい公園についてお答えします。

ふれあい公園のグラウンドゴルフ以外の利用状況についてですが、無料開放の公園のため、利用者数等につきましては把握出来ておりません。また、ふれあい公園低地部のローラースケート場として整備してある箇所管理状況ですが、年間4回の除草や年間1回程度の木の剪定を行っています。

次に、雲井岬つつじ公園の利用者数についてですが、年間の利用者数については把握出来ていませんが、4月下旬から5月中旬まで実施しているつつじ祭りの期間については、約5,000人程度の方が来場されております。

また、公園の拡張計画につきましては、前工事としまして、平成30年度には公園の流末排水整備工事などを実施しており、平成31年度に公園の南側の2,200平方メートルの畑地を約2,500万円の工事費をかけて整備拡張する計画です。既に農地法5条の転用許可も受けているような状況でございます。

続きまして、コジュリン公園の利用者数についてですが、コジュリン公園は自然公園のため、訪れた方の数は把握しておりません。また、駐車場につきましては、河口堰、町民広場の駐車場を利用していただき、利根川の堤防などの散策や河口堰や鹿島臨海工業地帯の景色を含めて全体で楽しんでいただきたいと考えております。

今後の管理計画につきましては、現在、年2回の除草作業と毎月10回のトイレ清掃を行っています。コジュリン公園は今後も豊かな自然を生かした治水公園として管理していきたいと考えております。

最後に、石出の親水公園でございますが、親水公園の利用状況についても無料開放の公園のため把握出来ていません。また、遊歩道については、通り抜け出来るように維持管理をしております。ただし、管理用地の一部については、公園として整備したものではありませんので、通り抜け出来ない箇所もあります。

整備計画につきましては、現在、計画はございませんが、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それでは、これから一問一答方式でお願いします。

まず、県民の森について質問します。

先程答弁で、県民の森の春のイベント、秋のイベントというものに参加しているとのことですが、それはどのようなイベントなのでしょうか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

県民の森のイベント、春の祭りと秋の祭りについてですが、山野草の展示や朝市、フリーマーケット、模擬店などを出店しており、その中で東庄町は特産品やゲームなどの出店に参加をしております。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

同じく県民の森について質問します。

町が集計した29年度のデータによると、県民の森の年間利用者数が約5万7,000人、東庄ゴルフで約4万4,000人、東庄町観光いちご園で約3万6,000人という数字ですが、県民の森のチラシ等によると、年間イベントがだいたい45、募集定数が2,880人程度ですが、5万7,000人の数というのは、これは異常な数のように思えるのですが、この辺はどのような数え方をしているのか、ちょっとお願いします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

県民の森の数字は、議員のおっしゃる数字に相違ございません。来場者の数え方としましては、県民の森に確認しましたところ、午前と午後、1回ずつ園内を回って、会った人数や駐車場の駐車台数で、1台を二人としてカウントした数字とこのこととございました。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

多少盛ってあるのかなという感じもしないではないですけども、わかりました。

続きまして、ふれあい公園のローラースケート場について質問します。

今、ローラースケートをやっている人は少ないと思うのですが、例えば、ローラースケート場を安全な子供達が使える電動のゴーカートみたいなものを使用してはいかがですか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

ふれあい公園のローラースケート場の使用方法についてですが、ローラースケートの使用にとらわれず、危険性がないものについてはゴーカートやスケートボード、小さい子供の自転車の練習場、あるいはラジコンカーのコースなどで使用していただいても構わないと考えております。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それと、ふれあい公園の低地部分ですよね。ちゃんとトイレも整備されているし、何か利用されていないように思うのですけれども、この辺の箇所をバーベキューなんか出来るようにすると子供連れやなんか、グループで使えるような施策をしたらどうでしょうか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

バーベキューなどに利用する場合、水道施設が必要となります。また、洗い物等の汚水処理のための合併浄化槽なども必要となります。そのため、施設を整備するには多額の費用がかかることが予想されます。今のところ、そのような設備を整備するような予定はないのが現状でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それと、ふれあい公園なんですけれども、案内板が欠落していて、見えないような状況になっているんですよね。もう少しわかりやすい案内板を掲示したらどうでしょうか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

現地の方を確認させていただきまして、出来るだけ対応させていただきたいと考えております。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

よろしく願いいたします。

続きまして、雲井岬つつじ公園について質問いたします。

先程の答弁で、2,500万円もかけて拡張整備をするという予定があるとのことですが、それほど経費をかける費用対効果があるのでしょうか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

雲井岬つつじ公園の拡張整備計画についてですが、町の木でありますオオムラサキが咲き誇る雲井岬つつじ公園は、町が管理している公園の中でも観光公園として期待しております。年間を通じて集客が出来るように整備を行いたいと計画してお

ります。また、集客が向上することによりまして、トイレなどの改修を行う際には、千葉県からの補助金などの対象となります。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

その2, 200平方メートルは、これは買い取りですか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

整備する土地は10年間契約で、年間約11万円の賃貸借契約を締結して借りる土地でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

それで、2,500万円はどのような、どこにどう2,500万円かかるのですか。芝生を植えるだけではないんですか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

主だった工事内容につきましては、水はけを良くするための排水施設のU字溝の設置、幅3メートルの遊歩道の整備、それから擬木柵、そして手洗い場、ベンチ等の設置です。また、芝生広場を作り、つつじの植え込みなども計画をしております。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

大体わかりましたけれども、つつじまつりの期間中に約5,000人が集まるとい話ですが、公園の駐車場を常備されているのは、30台程度しか機能しておりませんよね。近隣の住民などは、これ迷惑かかっていないんですか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

議員のおっしゃるとおり、雲井岬つつじ公園の駐車場だけではつつじまつりのイベントの時には足りません。従いまして、東大社や宮本区民館の敷地、そして橋保育園の駐車場をお借りして対応しているような状況でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

わかりました。

続きまして、コジュリン公園について質問します。

先程の答弁では、コジュリン公園は自然公園という答弁でしたが、自然公園の他に何か利用方法はないのでしょうか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

コジュリン公園についてですが、河口堰からコジュリン公園にかけては、国内有数の広大なヨシ原湿原が広がり、世界的にも珍しい絶滅危惧種のコジュリン、オオセッカなどの繁殖地です。国土交通省の利根川下流河川事務所では、現在、河口堰周辺のヨシ原再生などの利根川下流自然再生事業を行っております。町も希少な生態系を守るため、連携して協力していきたいと考えております。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

河口堰周辺は素晴らしい自然環境があるというPRが足りないのではないのでしょうか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

河口堰周辺のPRについてですが、毎年5月に利根川下流河川事務所が主催でコジュリン・オオセッカ観察会を実施しております。そこで講師をしてくださった専

門家の方にお願ひし、東庄町に生息する貴重な鳥を広報で紹介をしております。

今年の1月号には、タカの仲間の希少種のチュウヒ、3月号にコジュリンをその後はオオセッカについて掲載する予定です。また、コジュリン観察会については、今年も利根川下流河川事務所に開催をお願いしており、広報等で知らせるような予定でございます。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

わかりました。よろしくお願ひいたします。

最後に、石出堰の親水公園について質問します。

石出堰親水公園ですが、公園の一番奥まったところ、木の枝が垂れ下がっていて、通行に支障がある箇所が何ヶ所かあるようですが、維持管理はどのようになっていますか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

石出堰親水公園につきましては、年4回の除草作業等を行っていますが、木の枝等で支障が生じた場合には、現地を確認させていただきまして、対応いたします。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

親水公園については、以前、ドッグランに使用したいというような要望があったように見受けられますが、その辺はいかがですか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

石出堰親水公園は、ため池の周辺の水辺空間や自然を活用するため、地域用水環境整備事業の一環として整備をいたしました。その整備目的に沿った方法で今後も使用していきたいと考えております。

議長（城之内一男君）

4番、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

わかりました。

最後に私から町への要望です。

東庄町は年間数多くのイベントを開催し、それなりの集客がある東庄町県民の森、ローラースケート場などの出来るふれあい公園、4月に桜、5月につつじが咲き誇る雲井岬つつじ公園、日本有数の広大な芦原湿原が広がり、世界的にも希少種の鳥が生息し、自然豊かなコジュリン公園、水辺空間を利用して整備した石出堰親水公園など、東庄町にはそれぞれ特徴がある公園などが幾つもあります。しかしながら、広報活動など、PRが十分ではありません。今後は他の市町村の多くの方が遊びに来られるような魅力的な公園づくりのため、維持管理や整備をしっかりといただき、PR活動にも力を入れて公園の集客数や利用率の向上に努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（城之内一男君）

以上で佐久間義房君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時20分からとします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、まちづくりについて。

この25年間で本町の人口は21%を超える人口減少があり、過疎地域に指定されました。この人口減少対策として、いろいろな施策を行ってききましたが、その効果は上がっていません。まちづくりをする上で行政と議会は車の両輪に例えられますが、今までは行政が全ての議案を立案し、議会の承認を得て物事が決まってきました。これでは一輪車ではないでしょうか。行政も議会も町民の負託を受けた機関

であり、町民から信頼されなければなりません。この先20年後の東庄町が、活力があり、穏やかに生活出来ることを願うものです。

まちづくりについて、基本的な問題から質問します。

1、過疎地域に指定された要因は何だったのでしょうか。見解を求めます。

次に、質問事項2、ヘリコプターによる農薬の空中散布について。

ヘリコプターによる農薬の空中散布により、水稻の病虫害の発生予防と防除に貢献してきたことは間違いありません。しかし、ヘリコプターによる水稻の病虫害防除を始めた時と現在では、ヘリ防に対する認識は大きく変わっています。

初めてヘリ防が行われたころに化成肥料が使われ始めました。化成肥料の大量使用と共に、収量も倍増しました。今までの有機肥料中心の栽培では病虫害がほとんど発生しませんでした。化成肥料を投入しすぎると茎葉が繁茂し過ぎて病虫害の発生原因となりました。戦後の食料が不足していた時代は、食料の増産が求められました。食の安全性や環境への配慮は二の次となりました。

今、食に対する人々の関心は、おいしさと安心安全を求めるようになりました。2020年東京オリンピックにおいても、安心安全な食材を使った食事が提供されるということです。安心安全な食材と健康についても関心が高まっており、アスリートの皆さんは、毎日の練習と同じように食事にも気を使っているとのこと。

空中散布される農薬により、水辺の小さな生き物達が姿を消してしまいました。特に虫は全く見る事が出来ません。小さな生き物がいなくなっても人間は大丈夫だと思えるかもしれませんが、人間にもじわりと影響しているんだと思うことがあります。利根川流域の水田地帯では、がん患者が多いということを知っています。

このように、ヘリ防を始めた頃と比べると、今はデメリットが多過ぎます。ヘリ防は即刻中止にすべきと思います。見解を求めます。

以上で一括の質問を終わります。次からは自席にて一問一答で行います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、高木議員のご質問にお答えをいたします。

質問事項1、まちづくりについての質問要旨1、過疎地域に指定された要因についてお答えをいたします。

当町は昭和30年に合併し、誕生いたしました。が、国勢調査では合併の昭和30年から昭和45年まで人口は減少しています。その後、住金住宅団地が造成されたことにより、昭和60年までは増加に転じましたが、平成2年からは再び減少となり、現在に至っております。

平成2年、国勢調査人口と平成27年、国勢調査人口の25年間の減少率が21.3%となり、過疎法に定める21%以上の減少要件に該当となり、平成29年4月に過疎地域に指定されました。

また、出生数と死亡数の差である自然増減は、平成4年度以降は毎年マイナスとなっており、近年は年間100人以上のマイナスとなっております。これは未婚率の増加や合計特殊出生率の低下により、子供の数が減少したことが要因と考えられます。

転出数と転入数の差である社会増減も毎年マイナスとなっておりますが、人口減少に占める割合としましては、自然減の要因が高くなっていると考えられます。

私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、ヘリコプターによる農薬散布の空中散布についてお答えをいたします。

ヘリコプターによる農薬の空中散布を即刻中止すべきとのことですが、散布を希望しない水田は散布区域から除外をしております。また、今後、空中散布は農家の希望の有無に対し、よりきめ細かく対応するため、有人ヘリコプターによる散布を減らし、無人ヘリコプターによる散布へシフトしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目からは一問一答で行いたいと思います。

まず、質問事項1の方からお願いします。

この東庄町のGDP、農業や米等について、どのようになっていますか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員のご質問にありました東庄町のGDPということでございます。

GDPは国内総生産ということですが、該当する町の統計情報はございません。参考数値といたしまして申し上げたいと思います。

まず、平成27年、農業関係産出総額155億2,000万円。そして比較するというので、20年前の平成7年になりますが、農業関係産出総額が88億2,000万円。また、平成26年、商業関係販売額が145億9,000万円。平成6年、商業関係販売額が175億2,000万円。次に、平成26年、製造品出荷額が158億8,000万円。平成6年、製造品出荷額が95億7,000万円となっております。

また、農業のうち米に関するものについてでございますが、平成27年、農業のうち米、10億3,000万円。平成7年、農業のうち米、21億1,000万円となっております。

また、関連するものとして、国勢調査人口でございますが、平成27年、1万4,152人、平成7年が1万7,739人となっております。

また、関連するものとして、町内で生み出される付加価値というものがございまして、付加価値の総額と出入りと差し引きについてでございますが、こういったものに該当する町の統計情報は持っておりません。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、町内の30歳以上、50歳未満の未婚の男女はそれぞれ何人で、何%でしょうか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

30歳以上、50歳未満で未婚の男女は、それぞれ何人かについてというご質問でございますが、平成27年、国勢調査では、30歳から49歳の人口は3,07

6人、うち未婚は980人となっております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

本町の勤労者のうち非正規の人は何人でしょうか。また、何%でしょうか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えいたします。

本町の勤務者のうち非正規の方は何人で何%かというご質問でございます。

本町における非正規職員の数とその割合についてですが、平成30年度の状況で申し上げますと、職員が169人でございます。また、臨時職員と非正規職員として考えますと、総数で82人でございます。合計しますと251人になりまして、割合は32.7%となります。なお、この数値は一般職員、また病院、給食センター等々を含めた町全体の数でございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今、私は町の職員ではなくて、この町全体の勤労者のうちの非正規の人は何人ですかと聞いたんです。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

失礼をいたしました。町全体のということでお答えを申し上げます。

勤労者の中で非正規の人は何%かについてでございますが、正確な数値は把握しておりませんが、平成27年国勢調査では、就業者が7,084人ございました。そのうち主に仕事が5,886人、そして家事の他仕事が1,080人、通学の傍ら仕事が29人、こういった数値を見まして、家事の他仕事と通学の傍ら仕事を非

正規職員と仮定いたしますと、15.7%ということになっております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今の答弁ではちょっと違うと思うんです。そうしますと、84.3%が正規職員でいいんですか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えいたします。今、仮定で申し上げました。家事の他仕事と通学の傍ら仕事についての数値を申し上げました。従いまして、高木議員が求めている非正規職員、非正規の就業者の数については、冒頭申し上げましたが、正確な数値は把握しておりません。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

私が今聞いていることは非常に大事だと思いますので、後でしっかりと調査していただきたいなと思います。

結婚する上で、非正規で働いているということは大きなデメリットの一つになっているのではないのでしょうか。非正規と人口減少についてどのように考えますか。見解を求めます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

非正規と人口減少についてどのように考えるかということでございます。一般的なことでございますが、非正規の方は収入が少なく、正規の社員に比べて収入が少なく、また雇用が安定しないといった面もあることから、結婚するにあたり課題となることも考えられます。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

本町においての非正規の職員が増えているということですが、なぜ非正規になるんでしょうか。また、同じ仕事をしていると思うんです、正社員と非正規では。同一労働、同一賃金からちょっと離れるのではないかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

先程答弁の間違ひがありました。申し訳ありません。

ここでなぜ非正規にするのかといったご質問と、それから同じ仕事ではないかといった、そういったご質問がございました。これはどういう場合に臨時職員、町でいうと臨時職員や非常勤職員ということですが、これらを任用するかということになるかと思ひます。原則として、正規職員が一時的に欠けた場合の臨時的任用や専門的知識を要する職員を必要とする場合に臨時職員、あるいは非常勤職員ということ任用している次第でございます。

また、同じ仕事ではないかといったご質問がございました。これは同一労働、同一賃金の問題かと思ひます。民間企業と同様に地方公務員においてもこうした課題に対応するために、来年度から会計年度任用職員制度が導入されることになっているわけでございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

本町が、人口減少がこの25年間で21%以上減ったということですが、それでなかなか人口が増えない。そんな中で、私の知っている結婚15年の夫婦がおります。子供も生まれ、3年前には家を建てました。男性は非正規の会社員ですが、夫婦でコツコツと頑張っているようです。男性も女性も年収が少ないとか、非正規と

かで悩まないで、二人で道を切り開いて行ってほしいものです。

結婚時のイベント時等の機会には、非正規や収入が少なくとも、二人で力を合わせて頑張っている人もいるんだということを是非話していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

高木議員からのお話を、更に詳しい内容をお聞きして、結婚イベントなどで参加者の背中を後押しするような、そういうお話でございましたら、是非紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

町の活性化においては、早く過疎化からの脱却が必要です。町内での結婚の勧めによる人口増と、この町に移り住んでみたいと思われるような魅力にあふれたまちづくりが必要ではないでしょうか。町外の方が東庄町に住んでみたいと思われるような魅力的なまちづくりをする考えはありませんか。見解を求めます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

魅力にあふれたまちづくりについてでございますが、ご質問のとおり、魅力にあふれたまちづくりが必要であろうと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

この人口減少がなぜ起こったのかを考えると、人口増加とは反対の現象があったからではないでしょうか。明治維新から現在までの人口は3,000万人台から1億2,000万人台と4倍も増えました。明治から昭和に生きた人々は、将来に明

るい夢や希望を誰もが抱いていたからこそ、人口が急激に増えたんだろうと思います。

しかし、平成に生きる人々は、現在の政治や経済に対し不安に思い、将来に対して夢や希望が持てないのではないのでしょうか。将来の夢や希望が持てること、そしてこの町に住んで誇りに思える、そんなまちづくりが町民から求められているのではないのでしょうか。まちづくりに対する町の基本的な姿勢と魅力的なまちづくりについてどのように考えますか、見解を求めます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

町の基本的な姿勢、魅力的なまちづくりについてでございますが、行政は住民の福祉向上のために町政を行っており、常に住民が住みやすいまちづくりを目指して施策を展開しております。

また、町外から人が移住してくることも重要でございますが、現在、当町に住んでいる人達が、この町に住んで良かったと思えるようなまちづくりがより重要と考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

先程魅力的なまちづくりを是非したいということでありましたけれども、魅力的な町というのはどのような町なんでしょうか。見解を求めます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

魅力的な町でございます。ひとくくりで申し上げるのは非常に難しいかと思いますが、思い浮かぶことで申し上げますと、豊かな自然や文化、歴史がある町。子供達が健やかに情操豊かに成長していくための教育環境が整備され、また子育て支援が行き届いた町。高齢者が生き生きと生涯現役で暮らせる町。予防医療が充実し、健康で生活出来る町。地域医療が確保され、安心を提供出来る町。地域包括ケアが

整った町。あるいは、大規模災害の発生に備えて防災体制が整った町。環境衛生の意識が高く、きれいな町。道路などの基盤整備や公民館、運動場など、施設整備が進み、生活しやすい町。そして思いやりがあって、相手のことをいつも自分のことと思える町。こうした町が魅力的な町であると考えております。そして、住む人の満足度が高く、自分の町を誇りに思える町としていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今、いろいろ説明していただきました。私が魅力的な町というのは何だと聞かれた場合に、私は、この町に住むことが誇りに思える町と答えます。具体的には何かと言いますと、景観が良い、町並みが美しい、ごみ等が散乱していない、きれいで美しいこと、ふだんの買い物が便利なこと、それから整備された図書館や体育館、安心な病院や福祉施設、こども園から小学校、中学校まで先進的な教育、それから町内での移動、交通のアクセスが良いこと、こういうことが挙げられるかと思えます。是非取り組んでいただきたいと思えます。

私が今までいろいろな質問をさせていただきましたが、軽く流した答弁で大体が終わってしまいます。これでは何のための一般質問かわかりません。20年後の東庄町が、誰からも魅力的だと思われるまちづくりを目指していくべきだと思えます。町民から信頼される町政であり、議会でなくてはなりません。町の活性化と魅力的なまちづくりを推進するため、町の憲法たる東庄町まちづくり基本条例の制定のため、議会と行政で取り組んでいこうではありませんか。このまちづくりに対する町の決意のほどをお伺いいたします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

東庄町まちづくり基本条例についてのご質問でございます。

先程申し上げましたとおり、行政は住民の福祉向上のために町政を行っております。常に住民が住みやすいまちづくりを目指して施策を実施しております。まち

づくり基本条例につきましては、議会、行政、住民が関係するものであります。制定の必要性について整理をし、内部で協議を行ってまいりたいと考えます。

また、魅力的なまちづくりについては、まちづくり基本条例の制定だけでなく、議会と行政が協力し、住民のために施策を確実に実施していくことが大切だと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今の答弁を聞いておりますと、このまちづくり基本条例の制定については、住民のための施策を確実に実施しているので、その必要性があまりないと、そういうように感じましたが、そう言わないで、是非これは議会と行政の力で推進していってもらいたいなど、このように思います。それで、最後に要望ですが、「住むことが誇りに思える町東庄」を目指して、まちづくり基本条例の制定を要望します。

以上でまちづくりについては終わります。

続いて、質問事項2についてです。稲作も鎌で刈り取る時代からコンバインで収穫する時代となり、肥料が多く施されたところは倒伏し、コンバインでの刈り取りが出来なくなってしまいます。コンバインでの刈り取りがスムーズに出来るように、今では肥料は控えめにしており、病虫害の発生はごく一部であり、ヘリ防の必要性はないと考えます。少々の害虫がいたとしても、これは生物の多様性であり、バランスのとれた自然界の営みではないでしょうか。田んぼの中の害虫と言われる虫を殺すことによって、蛭も全て死んでしまいました。害虫と言われる虫と蛭、どっちが大切なんでしょうか。見解を伺います。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

本来、害虫も蛭もどちらも生物であります。人間の都合により、どちらを選択出来るものではないと考えます。

しかし、蛭を残したいという水田があれば、希望に応じて防除区域を除外することも可能でございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

利根川流域の水田では、がん患者が多いと聞いております。へり防による農薬の空中散布は少なからず、がんとの因果関係があるのではないかとと思いますが、町の見解を求めます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

農薬は、多くの農作物で使われておりますので、へり防とがんとの因果関係については、わからないというのが現段階の考えでございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

このへり防で使われる農薬の毒性について、お願いします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

へり防で使われております農薬の毒性ということでございますが、国の登録によりますと、毒劇物に該当しない普通物というものになります。殺菌剤や殺虫剤が含まれておりますので、毒性はあります。ただし、適正に使用すれば人や動物、環境に与える影響は非常に少ないものとなっております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、このへり防で使用する農薬の量についてお尋ねします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

黒部川水系で全体で使われている農薬使用量は把握しておりませんが、東庄町のヘリ防によります30年の実績につきましては、散布面積は1,145ヘクタールでございます。散布量につきましては、有人ヘリで2,006リットル、無人ヘリで237リットル、計2,243リットルを散布しております。

また、黒部川水系の水質の関係でございますが、町が受水をうけております、東総広域水道企業団の方で、農薬につきまして、散布後に水質検査を行っております。

100種類以上の水質検査を行っております、異常がないことを確認して、そして東庄町の配水場に送水されており、それを町の飲料水として、町が各家庭に給水をしているような状況でございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

最後、総括的な質問をいたします。

この水稻を守ることと、人の命を守ること、どちらが大事と考えますか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

一番大切なのは、人の命を守ることでございます。しかし、水稻は町の基幹産業であります。ヘリ防で使用されている農薬は非常に厳しい審査を経て、国に登録をされたものを使用しております。また、農薬は正しい使い方をすれば、人や環境に対する被害がほとんどないものとなっております。コスト軽減と少ない労働力で一定の効果を得られる点で、農薬の使用が行われています。ヘリ防による農薬散布については、農家の方へのアンケート等を実施しまして、その結果を踏まえまして、今後の方針等を決めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

アンケート調査によって聞きたいということですが、農家へのアンケート調査で決めたいということなんですが、お米を食べる消費者の意見の方がより重要だと私は考えます。全ての町民がお米を食べているわけですので、全町民へのアンケートが必要だと思いますが、どうですか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

アンケート調査の内容につきましては、これから検討してまいります。そしてアンケートを取る方につきましても、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

最後に要望を申し上げます。町民の健康と命を守り、虫の舞う豊かな自然を取り戻すため、ヘリコプターによる農薬の空中散布は即刻中止していただきたい。

以上です。

議長（城之内一男君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、板寺正範君。

5番（板寺正範君）

今回、一般質問の質問形式で、一問一答方式が選択出来るようになりました。これは議会改革特別委員会において、特別委員会の協議事項の中でも最も大きな柱であったことだと思います。本日、皆様のご協力これから、本定例会から行われるようになりましてを委員の一員としてお礼申し上げます。

それでは、地域の皆さんの声、要望として、一問一答方式で質問をさせていただ

きます。

1、質問事項、東庄町の所有管理する公園について。これは午前中の佐久間議員の質問と大分かぶる部分もあるかと思いますが、偶然こういうことになりましたので、質問をさせていただきます。

質問要旨1、各公園にはどのような設備があり、利用状況はどうか。これは小さな子供達が、遊具などで楽しく、安全に遊べる公園や広場が欲しいという町民の皆さんの声があるという中で、現況はどうなっているのか。各公園の成り立ち、各公園内の施設、維持管理方法及び利用状況を伺います。

次からは自席にて質問いたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、東庄町の所有管理する公園について、各公園にはどのような設備があり、利用状況はどうか。各公園の成り立ち、公園内の施設、維持管理方法及び利用状況等についてご説明を申し上げます。

まちづくり課で管理している主な公園である東庄町ふれあい公園、そして石出堰親水公園、そして雲井岬つつじ公園、コジュリン公園の四つの公園と県管理の千葉県立東庄県民の森についてご説明を申し上げます。

まず初めに、神代地区にあります東庄町ふれあい公園ですが、平成7年にゴルフ場開発に伴い、東庄ゴルフ倶楽部により整備され、寄贈されました。公園内には交流センター、多目的広場、ピクニック広場、アスレチック広場、ローラーサーキット場があります。多目的広場には遊具が2台、アスレチック広場には6台、またトイレは交流センターとピクニック広場にあります。

利用状況ですが、平成29年度の交流センターの利用者数は1,205人、多目的広場は週4回程度、グラウンドゴルフに利用されているようですが、多目的広場、ピクニック広場、アスレチック広場は自由に使用出来るように開放しているため、利用者数は把握しておりません。

維持管理につきましては、除草を年4回、樹木の剪定を1回実施しております。

次に、石出堰親水公園ですが、平成5年度に千葉県八日市場土地改良事務所、現在の海匠農業事務所と町により、地域用水環境整備事業を活用して整備されました。

公園内の施設は水洗トイレ、あずまやが2棟、パーゴラが1棟、ブランコが1台、10台程度とめられる駐車場がございます。

利用状況ですが、ふだんより自由開放しているため利用者数は把握しておりません。

維持管理につきましては、除草作業を年4回、トイレ清掃を月10回行っております。

次に、雲井岬つつじ公園ですが、設置時期は不明ですが、東大社の神苑として開かれた公園と聞いております。現在は町及び地元の宮本区で管理をしております。

公園内の施設は、水洗トイレ、あずまやが2棟、ベンチが5脚あり、駐車場は30台ほど駐車可能です。

利用状況は、つつじの開花時期の4月下旬から5月中旬をつつじまつりとして、昨年は5月6日にイベントを開催しました。来場者数はつつじまつりの期間におよそ5,000人の方が来場されています。

維持管理につきましては、除草作業を年6回、トイレ清掃を月10回、なお、4月、5月は月20回行っております。

次に、コジュリン公園ですが、平成12年に近代治水100年にあたり、近代治水発祥の地である当地に利根川下流河川事務所と町により整備をされました。公園内の施設は自己完結型の環境トイレ、堤防上にあずまや兼野鳥観察台とベンチが5脚、河川敷にはベンチ程度の大きさの野鳥観察台が4台とベンチ1脚があります。

利用状況ですが、利根川下流河川事務所が主催のコジュリン、オオセッカの観察会が5月ごろ、定員50名で開催をされています。ただ、それ以外の利用者数は自由に散策出来る自然公園であり、把握は出来ておりません。

維持管理につきましては、除草作業を年2回、トイレ清掃を月10回、実施しております。

最後に、千葉県立東庄県民の森ですが、昭和54年5月に開園され、現在は県による指定管理者制度によって管理運営をされております。

公園内には管理事務所と多目的に使用可能なふるさと館、弓道場、テニスコート、水鳥観察舎、駐車場などがあります。

利用状況ですが、平成30年度は、現在までに春の祭り、秋の祭りや、テニス教室、星空観察会など、45回程度のイベントが開催されています。平成29年の利

用者数は5万7,000人となっております。

以上、町の主な公園と東庄県民の森についての説明を終わります。よろしくお願
いします。

議長（城之内一男君）

5番、板寺正範君。

5番（板寺正範君）

この質問をするにあたりまして、先程名前が出ていました公園の方を一人で見
まいました。その時に感じたことは、やはり小さな子供を両親、あるいはおじい
ちゃん、おばあちゃんが連れて遊びに行けるという雰囲気、環境のところはちょ
つとなかったのかなという気がいたしました。

ただ、今の説明でもありましたけれども、管理・維持というところでは、トイレ
も全てのところで本当にきれいになっていましたので、これは感心いたしました。
人の流れがあまりないということで、汚れないというところもあるのかもわかりま
せんけれども、その部分は、維持管理は自分としてはよく出来ているんだなとい
うふうに感じました。

ただやはり、公園の問題、その一つ一つの場所の問題点というか、個人的な見解
であります。その感想を申し上げますと、東庄町ふれあい公園は、先程の質問で
もありましたけれども、一番駐車場の脇にグラウンドゴルフ場があって、そこから
その脇を歩いて、階段で何段もおりて下の方に、バーベキューをやったり、アスレ
チックのところがあったり、そこからまた更におりていって、ローラースケートで
すか、等のコースがあったりということで、なかなかそこまですべて子供を連れて
おりていくということは、ちょっと難しいなというふうに感じました。

利用出来るイメージとすれば、例えば、小学校の授業の中とか、あるいはクラブ
活動的なところで、何人かで、大勢で行って、今日はここで遊ぶよみたいな感じの
使い方は多分いいのではないかなという感じはしました。

そして、もう一つ、石出堰親水公園ですが、ここも自分としてはすごく環境の、
環境というか、すごくいいところで、いいところに公園が出来たな、あるなとい
うふうにはいつも思っているんですけども、人にいろいろな話を聞くと、あそこは
怖い、行きたくないという話なんです。私も何かなというふう現場に行ってみ
ましたら、入り口の右側にマムシ注意という看板がかかっています。こういうことに

なると、子供を連れてそこに、あるいはそこに入って行って、マムシに噛まれたらどうしようかという話の中で、多分そこでは引き返すというふうなイメージになってしまうと思うんですね。中に入って行って、車をとめて、湧き水なんですかね、円形の池みたいなのところがありまして、そこをのぞいたらコイが何匹か泳いでいましたけれども、その途中、右手のあたりにも湧き水とかがあって、環境としてはすごくいいところ、これ何とかもう少しいい意味で活用出来ないかなというふうに感じました。

これも先程の話ではありませんけれども、学校教育の中で、例えば、生物クラブ、植物クラブ、そういうクラブ活動の中で魚の生態とか、植物の何とかと、そういったものをそこで勉強する場所として整備したらいいのかなというふうに、その時は感じました。

今の小さな子供を遊ばせる場所の話をしているんですけども、その中で公園を見た感じとしては、そういう感想があります。各公園がそれぞれの特徴を生かして、町民の皆さんや観光客の皆さんに喜んで来ていただけますよう、今後とも対応をお願いいたします。

次に、質問要旨2、利便性の良い安心して子供達が遊べる公園づくりについて小学校跡地利用を含めてこれからの展望を伺います。

これは先程も話をさせていただきましたけれども、子供を連れて遊べる公園というのは、何年も、多分自分が議員になって翌年ぐらいにあるお母さんから、孫を連れて遊びに行くところが東庄町にはないんだよねと、どこかそういうものを作れないのかというような話を伺いました。でも、現状は自分もよくわからないことでもあったし、公園も幾つかある、県民の森もあるんだろうというような話の中で、それほど大きな意味合いで感じてはおりませんでした。しかし、この度小学校の統合ということで、四つの学校が廃校になると。この廃校を利用して、そういった場所を作ることが出来ないのかなと、新たにそういう場所を作るとなると、先程の話ではありませんけれども、大金がかかります、大きな経費がかかります。ですので、今ある学校の一部、私は橘小学校がいいかと思うんですが、その幼稚園もそういうことになりますから、幼稚園の場所あたりを遊具を集めたエリア、それから学校のグラウンドを大人がジョギングしたり運動出来るスペースというような感じで、大人も子供もそこに集まって、運動出来たり遊ばせたりするスペースが欲しいなど

いうふうに思っております。

そこで、小学校跡地を利用した公園づくりを要望する声がありますが、跡地利用計画のこれまでの経緯、そして現況を詳しく説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、小学校跡地を利用した公園づくりを要望する声があるということで、跡地利用計画のこれまでの経緯と現況、お答えをさせていただきます。

小学校跡地利活用検討委員会において意見を伺いました。委員の皆様からは、小学校跡地を公園にしてはどうかといった意見は特段ございませんでした。また、跡地利用について、様々なご意見をいただきましたが、残念ながら、町が主体となって事業化をするといったことはなかなか難しいということで、事業化までには至っておりませんでした。

この結果、町といたしましては、民間企業との協力、連携を重要と考え、企業誘致を進めるとした基本方向について検討委員会や関係会議でご説明をし、ご了承をいただき、策定をしたところでございます。こういった経緯を踏まえまして、今後、実施するところでございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

5番、板寺正範君。

5番（板寺正範君）

事業計画の決定するその期間なんですけど、以前、全協でいただいた資料によりますと、本年の7月から9月あたりにそういう方向で決定したいというような意向の話をちょっと聞いたかと思えます。その時点で、例えば、申し込みがなかったり、町としてちょっと無理だというようなことがあった場合の、その先のスケジュール的なところはどういうふうになりますか。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員からご提言のありました小学校の跡地の利活用についてでございますが、今後、民間事業者による利活用を考えて行うところでございますが、その事業提案の状況を踏まえながら、この利活用について検討させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

5番、板寺正範君。

5番（板寺正範君）

運動公園、広場というものもお金はかかるのかとは思いますが、一度にバンとやるということではなくて、例えば、小学校の要らなくなった遊具を移動するとか、少しずつ、少しずつ、その運動広場を作り上げていただければいいのかなというふうに思います。ご検討の方、よろしく願いいたします。

続いて、2番目の質問事項、庁舎の管理について。

公民館、多目的ホールの空調について。

成人式、消防出初め式、社会福祉大会など、いつも寒いという声があります。どうして暖房がきかないのかという声もあります。公民館の空調設備、これに何か問題があるのでしょうか。

また、電力量などの問題があるとするならば、公民館大ホールや多目的ホールの空調を適切に稼働させるにはどの程度の電力量、電力料金が必要となるか伺います。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

それでは、まず板寺議員のご質問にお答えする前に、さきの成人式の際には、ご来場の皆様には大変寒い思いをさせてしまいまして、成人式を企画運営する立場、公民館長として、この場をおかりしましておわびを申し上げます。

それでは、ただいまご質問のありました板寺議員の質問事項2、庁舎の管理について。質問要旨1、公民館、多目的ホールの空調についてお答えさせていただきます。

まず、成人式や出初め式等の冬場の行事に参加した方から、いつも寒いという声があるが、公民館大ホール等の空調に何か問題があるのかというご質問にお答えさ

せていただきます。

空調の問題につきましては、東京電力と契約しております基本料金との関係がございますので、まずその仕組みについて簡単に説明をさせていただきます。

なお、電力の関係につきましては、総務課が所管しておりますが、公民館大ホールの使用に関する案件ですので、私の方からまとめてお答えさせていただきます。

基本料金の設定につきましては、過去1年間に役場庁舎と公民館で使用した最大電力を契約電力として計算されます。現在の契約電力の数値は218キロワットです。これを金額に換算しますと約380万円を年間の基本料金として東京電力に支払っています。

また、電気の使用量として、30分ごとに計測している平均電力をデマンド値といいますが、このデマンド値が1回でも契約電力を超えてしまうと、その超えた数値がその1年間の契約電力として計算されます。例えば、デマンド値が現在の契約電力から30キロワットオーバーしてしまうと、基本料金が約50万円オーバーすることになります。公民館大ホールの空調を使用しない時は、契約電力を超えることはほとんどなく、100キロワットから150キロワットで推移をしておりますが、冬場に大ホールの空調を使用すると、契約電力が一気に超えてしまう状況が発生します。そのような時には役場のフロアや公民館の事務所のエアコンを消したり、契約電力を超えないよう、調整をしております。また、大ホール使用の各行事につきましても、契約電力を超えないよう、可能な限り空調の消費電力が低い時期に開催したり、多目的ホール使用の行事と重ならないよう、調整を図っているところですが、気温の低い日や消費電力の大きい舞台照明をつけた時には、やむを得ず大ホールの空調をとめざるを得ない場合があります。

成人式の時には、式典が始まる直前まで大ホールの空調をつけて会場を暖めておりましたが、当日の気温が低かったこともあり、舞台照明をつけると間もなく電力が上がり出し、契約電力を大幅に超えることが想定されました。そのため、式典前に大ホールの空調をとめて、その後は記念写真の会場である多目的ホールの空調をつける対応となりました。

このような対応の結果、撮影会場は暖めることが出来ましたが、結果として、式典中、大ホールは大変寒い状況となってしまいました。

続きまして、公民館大ホールや多目的ホールの空調を適切に稼働させるためには

どの程度の電力量、電力料金が必要となるかとのご質問についてですが、例えば、成人式の時のように、気温が低い日で、大ホールの空調と舞台照明、そして多目的ホールの空調も合わせて稼働をさせた場合の電力の内訳についてですが、これはその日の気温によって変動はあるわけですが、2月中の電力データをもとにしますと、まず多目的ホールの方が暖房とこの会場の照明をつけた場合、約60キロワット、大ホールにつきましては暖房と客席の会場の照明をつけて約180キロワット、舞台照明が約80キロワット、合わせて320キロワットとなります。現在の契約電力が218ですので、約100キロワット以上の電力が上回ることになりまして、それを基本料金として換算しますと、年間約170万円以上値上がることとなります。

以上、空調の問題に関する現状についてお答えさせていただきました。

議長（城之内一男君）

5番、板寺正範君。

5番（板寺正範君）

ありがとうございます。

今の話を数字的なものでちょっとまとめますと、庁舎、多目的ホール、大ホールを使わない庁舎の使用電力量は100キロから150キロで、これは適切に稼働すると。そして多目的ホール、ここは暖房と照明で60キロワット、そして公民館大ホールと暖房が、大ホールのエアコンで180キロワット、舞台照明が80キロワットということになると、庁舎が稼働している、多目的ホールが稼働している、公民館大ホールが稼働しているという時には、420から470キロワットの電力が必要ということになります。そして、多目的ホール、ここの暖房と照明と公民館大ホールの暖房と照明、これを合わせると320キロワットの電力が必要となります。ということで、ここは確認ですが、よろしいでしょうか。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

電力の数値につきましては、ただいま板寺議員の述べられたとおりでございます。

議長（城之内一男君）

5番、板寺正範君。

5 番（板寺正範君）

そうしますと、さっきの説明にもありましたけれども、公民館の大ホールの暖房と舞台照明、ホールを使うということは、舞台照明が必要ですね、これは常識的に。そうすると、大ホールが、暖房が180、舞台照明が80、公民館では260キロワットが必要。それで、この間のようにここで写真を撮るのには、プラス60キロワットが必要。ということは、多目的ホールと公民館を、暖房と照明をつけた場合は320キロワットが必要となるということになります。現在の契約は、その320キロワットよりはるかに少ない218キロワットで契約をしているというところでもあります。

この中で、公民館の方でもいろいろやりくりをして、いろいろな節電をしてこれまで対応してきたというところでもありますけれども、今年の成人式や社会福祉協議会の様子を見ますと、皆さん寒くて震えているという、そういうイメージがありました。ですので、私としては、その218キロワットという現状の今の契約ワット数というものにとらわれず、多目的ホールと公民館の両方が適切に稼働出来る320キロワットというものを最低の契約というふうに考えてもいいのではないのかなというふうに思います。その中で、冬の暖房が使わなくてもいい状態になって、最大のマックスの電力量が下がれば、それは安くなったと、経費が安くなったと考えればいいわけで、今、218キロワットで380万円の基本契約をしているというものが、100上げることによって170万円増というふうに考えないで、320キロワットが基本の線だと、ここと大ホールが稼働するにはそれだけ必要なんだということであれば、その320が基本の電力量ではないのかなと私は思います。

案外、東庄町の町民の皆さんは静かで、あんまり文句を言ったりなんかという方が少ないと思います。でも、寒いという声も公民館の方には多分たくさん入っていると思うんです。でも、スイッチを入れられないという公民館の職員さんのジレンマがあります。このことを考えると、いつも寒い寒いと言っている、いつになっても暖かくなれないという町民の皆さんの声がこれでよくわかりました。そして、この質問をするにあたって、公民館の林館長にいろいろと説明を伺った中で、これではまずいだろうというふうに私は思いましたので、是非このところを改善していただきたいと思います。そして、来年の成人式、それから消防出初め式、住民福祉大会、これは町民の皆さんが震えることがないような対応をしていただきたいと

思います。

続いて、質問要旨 2、成人式、社会福祉大会など、不特定の来場者の対応についてであります。

成人式は、昔はご家族や、おじいちゃん、おばあちゃんが成人式を見にくると、参加するということが少なかったと思いますが、今はかなりの数の方が娘さん、息子さん、お孫さんの成人式を楽しみに来場されています。その中で、成人式の対象者と、それから自分達は一応来賓という立場でありますけれども、座って前の方にいまして、後ろの方に家族の方が、先程の話ではありませんけれども、寒い中、そこでずっと立ってそれを見ているという状況を見ますと、これはやはり成人式も、その対象の方だけではなく、そのご家族にもきちんと座っていただいて、成人式を見ていただきたいなというふうに思いました。

そこで伺いますが、公民館ホールの収容人員、備えの椅子の数、それから本年各行事の来場者数などはどの程度になりますか。全員が座れるような対応は可能でしょうか。その点をお伺いします。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

それでは、質問要旨 2、成人式、住民福祉大会等の不特定多数の来場者の対応について、お答えさせていただきます。

まず、ご質問の中にありました成人式の関係の対応についてお答えさせていただきます。

成人式のご家族には、大ホールの後方、後ろの方のスペースを用意して式典を見ていただいております。ご両親で来場される家族もおりまして、年々その数が増えている状況で、大ホールに入り切れない家族もいます。そのため、正面玄関入り口のモニターでも式典の模様を見ていただけるようにしております。

ご家族に座っていただく椅子についてですが、今年の成人式では、お年寄りのために約 30 脚、用意したわけですが、これ以上、ご家族のために椅子を用意しますと、会場に入り切れなくなってしまうご家族が増えてしまいます。今後、式典に出席する成人該当者が減り、会場のスペースに余裕が出てきましたら、成人者用とご家族用の椅子のスペースを確保するなど、検討してまいりたいと思います。

続きまして、収容人数等の関係でございますけれども、消防法の関係で、大ホールの定員が350となっておりますので、用意出来る椅子の数も、その定員350以内ということになります。

また、今年度の各行事の来場者数ですが、成人式につきましては、成人者の出席者が107人、来賓、招待者が62人、合わせて169人。住民福祉大会の方は、会場に入り切れなかった人も含めまして450人。出初め式の方は230人でございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

5番、板寺正範君。

5番（板寺正範君）

ただいま収容人員の説明がありました。成人式の該当者が109名ですか、そして来賓が70人、合わせて170というところだと思います。収容人員は350ということでもありますので、100以上のスペースがあるのかなというふうに思います。いつも感じるんですけれども、成人式の時に成人式の対象者、そして来賓はこちらにテーブルを2例用意していただいて、横に並ぶような形で、並んで座るような形になっています。自分達の席から見たら、成人する人達の横顔がずっと見えて、すごくいいなと思うんですけれども、先程のご家族の椅子の座るといって、座っていただきたいというそのことを思えば、テーブルはあまり必要ないのかなというふうに思います。350の椅子が並べられるキャパがあるのであれば、なるべく椅子を使っていただいて、なるべく会場にご家族の方が入って、そして座っていただいて、孫、子供の成人式を見ていただきたい。そして、来賓の方々の挨拶も成人者対象の挨拶だけではなくて、ご家族に対してのねぎらいの、お祝いの言葉があるわけですから、その方に立って聞いていただくというよりも、やはり座って聞いていただいた方が、私はいいいのかなというふうに思い、この質問をいたしました。

時間も大分過ぎてしまいました。最後に、来年の成人式、それから消防とか、来年の冬のイベントに町民の皆様がおいでになる機会がありますけれども、寒い思いをしないように、そしてなるべく座っていただけるように対応を検討していただきたいと思います。切に要望いたします。

以上で質問を終わります。

議長（城之内一男君）

以上で板寺正範君の一般質問を終わります。

次に、7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

7番、大網でございます。まず初めに、議長のお許しを得まして、参考資料といたしまして、町道2001号線、2002号線、周辺地図を配付させていただきましたので、ご参照の方、よろしく願いをいたします。

それでは町道2001号、2002号線について、お聞きいたします。

町道2001号線は、参考資料の周辺地図で赤線が引かれた町道、この町道は、国道356号線の笹川変電所からJR笹川方面の伊能踏切に通じる道路です。また、町道2002号線は、町道2001号線に接続する道路です。周辺の住民によりますと、以前は町道2006号線につながっていたとの話を聞いております。では、この町道2001号線についてお聞きいたします。

「町道の路線の指定及び、管理、構造、保全についての規則」では、道路網の整備を図るため、町道に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全等に関する事項を定めもって交通の発展に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とするとなっております。

質問要旨1、町道の認定についてお聞きいたします。

町道2001号線は、町道に認定されておりますが、なぜか途中で通れなくなっております。また、道路台帳によりますと、町道が途中で切れています。地図で見ますと、赤い点線のところです。それはなぜなのかお伺いいたします。

質問要旨2、町道の管理につきまして、お聞きいたします。

町道2001号線の底地の所有者は誰なのかお聞きいたします。また、町道2001号線の道路幅はどのくらいあるのかお聞きいたします。

なお、草や雑木が一面に広がり、けもの道らしきものがありますが、道路の管理は誰がしているのかお聞きいたします。

質問要旨3、安全性についてお聞きいたします。町道2001号線は、歩くことが困難になっているため、また火災等の危険も考えられますので、安全とは言えないと思います。これについてどのようなお考えなのかお聞きいたします。

続きまして、小学校統廃合に伴い、家庭・地域・学校の連携につきまして、お聞

きいたします。

質問要旨 1、小学校統廃合に伴い、家庭教育についてお聞きいたします。

家庭教育は全ての教育の出発点です。家族のふれあいを通じ、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を持ちます。一部の人達は家庭の教育は個々の家庭の責任だと言われます。他人には頼れない、関係ないと思っている人もおります。確かに子供の教育の第一義的責任は親が持つものであり、尊重されなければなりません。しかし、しつけと虐待の違いを明白に区分出来ず、どのようにしつけていいものか、たたいていいものかわからなくなっている人も多いと思います。

そもそも「しつけ」とは、大人が子供に対して、人間社会、集団の規範、規律や礼儀作法など、慣習に合った立ち振る舞いが出来るように訓練するところです。それがまさしく家庭教育。

しかし、小学校の統合により、慣れない環境が原因で子育ての悩みを抱え、情緒不安定になり、仕事が忙しく、誰にも相談が出来ない、家族や保護者に対して、文部科学省が推進している家庭教育支援チームの設置を望みますが、見解をお伺いいたします。

質問要旨 2、地域社会における具体的な方策につきまして、お聞きいたします。

子供達に「生きる力」を育てていくためには、学校で組織的・計画的に学習する一方、地域社会の中で大人や様々な年齢の友達と交流し、いろいろな生活体験、社会体験、自然体験を豊かに積み重ねることが大事です。地域社会におけるこれらの体験活動は、子供達が自らの興味、関心や自らの考えに基づいて、自主的に行っていくことが特に大きな意味を持っていると考えます。我が町でも、社会学習への関心が急速な高まりを見せておりますが、参加者はどんどん増加し、活動分野も福祉の領域のみならず、まちづくり、環境保全など、幅広い分野にわたっております。

社会学習への参加は、それぞれの自発性に基づくものであるだけに、活動に参加することによって自分達のまちづくりを通じて、身近な社会に関わることの大切さを学ぶことの教育的意義は極めて大きいと思います。

そこで、児童に社会学習を実際に体験し、活動の理念や必要な知識・技術等について学習する機会を提供出来ることは大事だと思います。小学校が統合されると、

今までの地域との関係が希薄になり、その地域の特色を学習する機会が少なくなります。そこで、現在、中学2年生の夏休みの中、社会学習を体験しておりますが、統合小学校では町の施設、商店等での体験学習を行う計画がありますか、ちょっとお聞きいたします。

質問要旨3、家庭と地域と学校の連携についてお伺いいたします。

小学校が統合をし、これからの学校は変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を発展する必要があり、保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共に共有し、「これからの時代を生きる子供達のために」という共通の目的・ビジョンを持って、町、町民総がかりで子供達を育む体制を作るため、知恵と汗を出し合い、学校運営に意見を反映させることで子供達の豊かな成長を促し、また、幼・小・中一貫の教育を実現するためには、教育課程だけではなく、子供達の家庭や地域の中で学び、発達段階に応じた心の成長も一緒に考える必要があると思います。

そこで、家庭と地域と学校の連携するコミュニティー・スクールの推進を求めますが、町ではどのようにお考えですか。ちょっとお聞きいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。次回から自席で一問一答でお願いをいたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、町道2001号線と町道2002号線についての認定について、お答えをさせていただきます。

町道2001号線は、町道の認定では1本につながっていますが、お配りされております地図のとおり、赤色で示しました破線区間につきましては、道路台帳図でも一部が途切れている箇所がございます。これは昭和61年に町道の認定路線を見直した際に、既に通行出来ない状態にあったため、約88メートルが未供用区間として道路台帳図では途切れております。

2番目の質問の町道2001号線の底地の所有者は東庄町でございます。

次に、町道2001号線の道路台帳上の幅員についてですが、2メートルから4.2メートルとなっております。なお、未供用区間につきましては、現状で道路があ

りませんので、幅員は0メートルとなっております。

4番目の質問の道路の管理者につきましては、町になります。なお、道路の敷地から生えている草木の除草管理につきましては町になりますが、隣接の土地の草木が道路上にかかってしまっている場合は、その土地の所有者となります。

最後の質問の町道2001号線の安全性についてですが、一部通行が不可能な箇所がございますが、その他の箇所につきましては、他の町道と比べて著しく安全性が欠けているとは考えておりません。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

それでは、質問事項2、小学校統合に伴い、家庭・地域・学校の連携について。

質問要旨1、家庭教育についてお答えさせていただきます。

まず初めに、大網議員が述べられたとおり、子供が基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、社会的マナーを身につけていく上で、家庭教育が重要な役割を果たしているということは認識しております。

そこでまず、家庭教育に関する現在の取り組みについて説明をさせていただきます。

現在、町教育委員会では、児童生徒の健やかな成長を願い、家庭教育のお手伝いとして、家庭教育学級を開講しております。小学1年生及び中学1年生の保護者を対象として、年間7回から8回程度開催しております。

運営については、基本的には保護者からの役員と教頭先生が中心となり、内容や回数を決めておりますが、授業の内容や講師の選定等について、家庭教育指導員が相談を受ける体制になっています。

内容として、子育ての悩みや親としての在り方について、講師を招いての学習会や親子が触れ合いながら学ぶ親子講座などを行っております。

続きまして、大網議員ご質問の家庭教育支援チームの設置についてですが、まず、家庭教育支援チームとは、子育て経験者や教員、B、PTA、民生委員、保健士や臨床心理士など、様々な地域の人達や専門家などがチームの構成員となりまして、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取り組みや講座

などの学習機会、地域の情報などを提供したりする事業であります。

現在、町教育委員会では、家庭教育支援チームの設置はしておりませんが、ほぼ同様の事業をそれぞれ関係するセクションにおいて既に行っております。例えば、家庭教育学級では、先程申し上げましたように、家庭教育に関する学習会や親子で参加する陶芸教室や料理教室などを実施しております。

また、子育てや家庭教育に関する相談対応として、奇数月の第2水曜日、午後1時30分から4時までの時間帯で教育相談を設置しております。相談の対応は、家庭教育指導員と教諭であります指導主事が行き、大網議員ご質問の小学校に伴う子育てなどの悩み事なども含めて、相談を受けられる体制となっております。

なお、開催日時については、町広報紙にて周知をしております。

家庭教育支援チームの設置については、今後の状況と先進地の事例などを参考に検討をさせていただきます。

以上です。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項2、小学校統合に伴い家庭・地域・学校の連携について。質問要旨2、地域社会における具体的な方策について、ご説明をさせていただきます。

現在、各小学校において、地域社会との関わりとして実施している事業としては、どの学校も「夢、仕事体験」として、6年生が地域の事業所に協力してもらい、働く人々に密着し、仕事の一部を体験することにより、いろいろな職種について社会の役割を学ぶ。その体験を通し、社会のルールに触れることで、人間関係の大切さや、人として生きていく上での必要な資質を高めることを目的とした活動を行っています。

統合小学校の教育計画の中に、保護者、地域との連携により、地域に学び、地域に開かれた学校づくりに努めると明記してあります。そのため、今後も家庭と地域及び企業と連携した様々な職業体験を実施することにより、子供達の更なる資質の向上を図ってまいりたいと思います。

また、地域とのつながりに関しては、教育方針として、地域の学習資源や人材を活用し、歴史や伝統文化などの社会体験活動を通し、ふるさとへの興味、関心を高

め、郷土を知り、郷土を愛する心や誇りに思う心を育てていくと盛り込んでいます。今までも各小学校では地域との交流として、田植えや稲刈り、餅つきを地域の方々と一緒に行ったり、高齢者と一緒に昔の遊びで交流を深めたりといった各学校独自に様々な事業を行っています。今後もふるさと教育について更なる推進を図り、地域とのつながりを大切にしていきたいと思います。

次に、質問要旨3、学校の連携について、ご説明させていただきます。

コミュニティー・スクールは、学校運営協議会制度のことであり、学校と保護者や地域の皆様が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら、子供達の豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みで、学校運営協議会の設置は、市町村の努力義務となっております。

千葉県においては、平成29年4月時点で市川市と習志野市といった都市部で設置されています。東庄町においては、各幼・小・中学校のPTA活動や教育振興会活動において、学校と保護者、地域が子供達を育む綿密な関係を築き上げています。その中で、様々な意見を出し合い、学校運営に取り入れている状況であり、コミュニティー・スクールの役割を十分果たしている状況であると考えられます。

平成32年度からは、統合し、東庄小学校となることから、地域とのつながりが希薄となることが懸念されます。そのため、現在、各学区の各教育振興会長、区長代表、PTA会長、小学校教頭のメンバーで組織する統合小学校地域部会でも今後のPTA組織の活動や教育振興会活動の在り方について、協議を行っているところです。

統合し、東庄小学校1校になっても、今まで培ってきました各地域とのつながりを絶やすことなく、更なる家庭・学校・地域の連携をとれるように、コミュニティー・スクールの設置も含めて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

答弁、どうもありがとうございます。

では、まず2001号線につきまして、2001号線ですが、通れることを確認

しないで、他町村からの車が入ってしまうような道でございます、せめて軽トラが通れるように整備なんかは出来ないでしょうか。ちょっと確認します。お願いします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

軽トラが通行出来るように整備する計画がありますかというようなことですが、現在、通行出来ない箇所については、耕作放棄地が多く、道路が利用されていないような状況でございます。従いまして、地元区や関係者の方より要望等がございましたら、整備を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

要望があれば整備するというので、わかりました。

では、道幅がゼロというところで、未供用区間というんですか、そのところ、ちょっと私にはよくわからないので、説明をお願いします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

町道の未供用区間でございますが、町道に認定していますが、まだ道路として使われていない区間のことを言います。道路の建設予定地などがこれにあたります。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

それでは、底地、土地なんです、道路の土地なんです、町の所有ということで、やはり管理は町がしなければならぬのかなと考えます。従って、やはりそこに生えた草や木なんかは刈る必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

道路の管理状況でございますが、他の地域と同様に、地元区や関係者の皆様の協力を得ながら維持管理に努めていきたいと思っております。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

はい、わかりました。それでは、2001号線でございますが、周辺の要望等があれば、将来2001号線と2006号線がつながる計画は、要望があれば出来るということなんでしょうか。お伺いします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

現在のところ、町道2001号線につきましては、整備する計画はございません。先程も申しましたとおり、関係者の方から要望等がございましたら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

わかりました。それでは、要望といたしまして、それこそ周辺住民の同意をもとに是非とも笹川変電所前の国道356号から伊能踏切ですか、2006号線に通じる町道2001号線をつなげるように要望いたしまして、2001号線につきまして、質問を終わりにいたします。

続きまして、小学校統合に伴い、家庭・地域・学校の連携につきまして、お伺いいたします。

本来、一問一答という形でやるべきなんですけど、先程の回答がすごい明確に答えてもらいまして、これから質問することはないかなと。ただ、要望をちょっと言わせてもらいたいと思っております。

家庭教育支援チームを改めて作るのに、まだ時間が必要との回答でしたが、それ

それぞれの窓口がたくさんあると相談する人が大変だと思います。そして、あっちへ行け、こっちへ行けという、たらい回しになる可能性もあると思いますので、是非たらい回しにならないように受付といいますか、相談を確実に受けとめるようお願いをしたいと思います。

続きまして、小学校の地域社会における具体的な方策につきまして、要望でございますが、ただいまのお答えの中で、小学校6年生が各地区でもやっているという話でした。統合されましても、やはり小学校、同じような形で体験学習、それと地域との交わり、結びつきが大事だと思いますので、是非各学校もやっていたとおりに統合小学校も継続して行ってもらいたいと思います。これは要望でございます。

続きまして、コミュニティー・スクールにつきまして、要望でございますが、ただいま課長さんの方から検討するみたいなことを伺いました。是非とも私は、これは地域の結びつきには大事だと思っておりますので、是非検討してもらいたいと思ひまして、本当に簡単ではございますが、要望を最後に言わせてもらひまして、これで私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（城之内一男君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時15分からとします。

（午後 2時05分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、土屋光正君。

2番（土屋光正君）

我が国では、高齢化が進み、単身で暮らす割合が非常に増えています。また、近所づき合いも少なくなり、高齢者の孤立化からいろいろな社会問題が生じています。高齢者のひとり暮らしの現状と問題や対策について、町の方へお伺いします。

我が国の高齢化率は平成28年に27.3%、これは4人に一人が65歳以上の高齢者になっています。少子化の影響から、日本の人口は今後も減少傾向にあり、更に高齢化が進んでいきます。このような状況の中、高齢者だけの世帯や高齢者のひとり暮らしが非常に多くなってきています。

我が町では、人口の何%が高齢者のひとり暮らしをしているかお伺いします。

また、ひとり暮らしの高齢者の家族や友人との交流、趣味などを通じた社会活動への参加機会等が少なく、日常的に人との交わりがない人が増えています。町では、ひとり暮らしの高齢者に人と交わりを持たせるためにどのような施策を行っていますか。伺います。

ひとり暮らしの高齢者の安否確認についてお聞きいたします。

行政は最も大事な支援として考えられているのは、安否確認ではないでしょうか。全国のほとんどの市町村で行われています。高齢になっても健康で安全にひとり暮らしを続けていくには、周囲の配慮や支援が必要です。介護保険によるサービスに加え、緊急通話装置の設置、また、委託業者による見守りが必要となると。見守りについて、行政はどのように行っていますか。お伺いします。

次に、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランについて、お伺いします。

2015年に国が認知症施策推進総合戦略、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向け、オレンジプランの取りまとめを公表しました。

関係省庁で共同して策定したもので、認知症高齢者との日常生活全体を支えていくための基盤となっています。新オレンジプランの基本的な考え方として、認知症の人の意思を大切にされる、出来る限り住み慣れた地域の環境で、自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現を目指すとのことです。

その中で、オレンジプランの七つの柱について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目の質問は自席で行います。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、土屋議員の質問事項の1番目、高齢者のひとり暮らしの現状と支援について。質問要旨の1番目、高齢者のひとり暮らしの社会活動の支援について。質問要旨の2番目、高齢者のひとり暮らしの安否確認について、お答えをいたします。

初めに、質問要旨の1番目、高齢者のひとり暮らしの社会活動の支援について、お答えをいたします。

町の高齢者のひとり暮らしの割合につきましては、平成30年12月31日現在、町の人口が1万4,088人、65歳以上の単身世帯が829世帯で、割合は5 .

9%でございます。なお、この数字につきましては、住民基本台帳上の数字であり、実態とは相違があります。

次に、ひとり暮らしの高齢者に人と関わりを持たせるための対策ですが、町では地域包括支援センターが中心となり、高齢者を対象に出前講座を実施しております。友人同士、お茶講、老人クラブなどを対象に、地域の公民館、集会所など、お集まりの場所に出向いて、簡単な運動やゲーム、介護の相談などを行っております。

また、65歳以上の方を対象に、自宅でも実践出来る介護予防に効果のある運動や体操を行うげんき教育、はつらつ教室を実施しております。社会福祉協議会では、各地区の公民館や集会所に出向いて、いきいきサロンを、またひとり暮らしの高齢者を対象とした日帰りのバスハイキングを実施しております。

続いて、質問要旨の2番目、高齢者のひとり暮らしの安否確認について、お答えいたします。

高齢者の見守りについては、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるように地域住民と関係機関が連携し、地域全体で見守り、支え合っていく見守りネットワーク事業を平成23年8月から実施しており、民生委員さんや区長さん方にもご協力をいただいております。

平成26年度からは、配達・訪問時に異変を感じた場合に連絡をしてもらえよう、民間事業所と協定を結んでおり、現在、12事業所と協定を結んでおります。

町では毎年8月と2月を見守り強化月間として、独居高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に安否確認を行っております。

また、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯を対象に緊急通報体制等整備事業を実施しております。この事業は、電話回線を利用し、簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報する緊急通報装置を貸与することにより、ひとり暮らしの高齢者等の急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的としております。

現在、2事業所と契約をしており、70世帯が利用をしております。

続いて、質問事項の2番目、認知症施策の新オレンジプランについて、質問要旨、新オレンジプランの七つの柱の取り組みについてお答えをいたします。

認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランとは、超高齢化社会に向けて厚生労働省が打ち出した認知症施策であり、団塊の世代が75歳以上となる2025

年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現を目指し、平成24年に策定された認知症施策推進5ヶ年計画、通称オレンジプランを改訂し、平成27年に厚生労働省を含む11省庁の共同により、策定されたものでございます。この新オレンジプランでは、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、七つの柱に沿って施策を総合的に推進していくこととなっております。

それでは、この七つの柱の町の取り組みについて、ご説明をいたします。

一つ目の認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進につきましては、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を育成することを目的に、認知症サポーター養成講座を実施しております。

これまでに一般の方々、児童生徒、町職員を対象に開催し、751名が受講しております。今年度は商工会の方々にも受講していただきました。引き続き多くの方に受講いただけるよう、啓発していきたいと思っております。

また、町広報紙等による周知を定期的に行っております。

二つ目の認知症の容態に応じた適時・適切な医療、介護等の提供につきましては、早期診断、早期対応のための体制整備として、平成30年4月に認知症や、その疑いがある方を訪問し、病院受診や介護保険サービスにつなげる支援を行うため、医療・介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームを立ち上げました。

また、認知症の人や、その家族、医療・介護関係者等の間で供用され、サービスが切れ目なく提供されるよう、本年度、認知症ケアパスを作成し、活用しております。

三つ目の若年性認知症施策の強化につきましては、現在のところ、相談等の実績はございませんが、県において、若年性認知症支援コーディネーターが設置されておりますので、相談があった際には連携を図ってまいりたいと思っております。

四つ目の認知症の人の介護者への支援につきましては、認知症カフェ、通称オレンジカフェや家族介護教室を開催し、介護者である家族同士で交流を図ることにより、精神的、身体的な負担の軽減等を図っております。

五つ目の認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進につきましては、四つの支援を行っております。

まず、生活の支援においては、食事サービスの実施やいきいきサロン等を開設し

ております。

次に、生活しやすい環境の整備においては、公共施設のバリアフリー化、買い物などの移動手段の確保のため、外出支援巡回バスの充実を図っております。

次に、就労、社会参加支援においては、高齢者の方々が生きがいを持って生活出来るよう、地域活動やボランティア活動等の促進をします。

最後に、安全確保においては、徘徊等が見られる認知症高齢者等が行方不明になった場合、早期発見及び保護を行うため、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を平成29年度に立ち上げ、事業実施にあたり、平成29年4月、香取警察署と協定を結んでおります。この事業は、事前に申請をして登録することが必要であり、現在、5名が登録をしております。平成23年から実施している東庄町見守りネットワーク事業も活用しております。また、成年後見制度の活用についても継続して行ってまいります。

六つ目の認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進につきましては、町で取り組むというよりは、県・国単位での取り組みになります。調査等、依頼があれば積極的に協力をしてまいります。

七つ目の認知症の人やその家族の視点の重視につきましては、これまでの六つの柱の全てに共通するプランの全体の理念となります。

認知症の方やその家族の視点を重視した取り組みを推進していくこととなります。町としましては、施策の策定等がある場合には関係者にご協力をいただき、進めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

2番、土屋光正君。

2番（土屋光正君）

では、2回目の質問に入る前に、では行政は今後も認知症、または高齢者の家族の方に今後支援をお願いします。

高齢者のひとり暮らしで災害発生時の時の避難について伺います。

身寄りのないひとり暮らしの高齢者に災害が発生した場合に、行政はどのように避難場所に避難させていますか。

また、認知症の高齢者に優しい地域づくりの実現に向けて、行政だけでなく、民間セクターや地域住民など、それぞれの役割を果たしていくことは大切です。行政はどのような役割を進めていますか。お伺いします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは最初に、身寄りのないひとり暮らしの高齢者の避難についてですが、災害等が発生し、避難所を開設した場合には、自主避難が原則ですが、生活保護を受けている方については、金銭面に余裕がなく、移動も困難な方もおります。現在、避難所を開設した場合には、2名の方を職員が自宅まで迎えに行き、避難所まで送迎しているということが現状でございます。

次に、認知症高齢者にやさしい地域づくりの実現のため、行政はどのような役割を進めているかということですが、認知症高齢者とその家族介護者が安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域全体でその認知症高齢者とその家族介護者を見守り、支えていくこと。そのためのネットワークを作っていくことが必要であります。そのため、出来るだけ多くの方に認知症サポーター養成講座を受講していただけるように、また見守りネットワーク事業についても民生委員さん、区長さん方にも引き続きご協力をいただき、民間事業者との協定につきましても、新規事業者と協定を出来るようにしてまいります。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

2番、土屋光正君。

2番（土屋光正君）

ありがとうございます。

では最後にですが、私の方から提案があります。高齢者が公民館に避難した時、介護士か看護師の1名を待機してもらいたいなと思いました。なぜなら、今後、いろいろな方が公民館に避難すると思われます。介護士さん、看護師さんが、その高齢者の状態を見抜いて、適切な処置をしてくれると思います。是非要望したいと思います。

もう1点は、認知症の対応にあたって、是非これを今回、私の質問の時に、認知

症サポーターという養成を皆さんに受けてもらって、認知症のことについてもっと理解してもらいたいと思います。

今後、町に認知症高齢者が大分増えると思いますけれども、是非、一つの家族と、それから介護者の支援、家族と介護者の支援を忘れないでほしいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、土屋光正君の一般質問を終わります。

次に、6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

6番、花香孝彦です。議長の許可をいただきまして、参考資料を配付させていただきました。

それでは、質問事項、人口減少問題に挑戦する施策について。

質問要旨1、国に先駆けての保育無償化について。2、緩やかな人口減少への緊急対策について。

質問方式は全て一問一答方式で行います。

まず初めに、人口減少問題について、以前、一般質問を行った際の内容の確認ではありますが、「町の総合計画が最上位の計画であり、この計画の各種施策が人口減少の対策である。しかし、特効薬的な施策は思い当たらない。何らかの短期的な施策は可能かもしれない」と質問し、答弁をいただいています。

子育て支援や教育施設の充実、産業支援、様々な施策、どのような施策を実施しても町の全ての施策が最後には人口という数値で結果が表れます。そこで、「短期的な施策」を追求することにより、人口減少問題に挑戦させていただきます。

質問要旨1、国に先駆けての保育の無償化について。 保育無償化の理由についてを質問させていただきます。

私は、3年前、議員として2期目に挑戦するにあたり、「安心安全なまちづくり、人口減少対策」を掲げさせていただきました。人口減少の対策は、全国の多くの自治体が挑んでいる大きな課題であり、今年も総理大臣も「少子高齢化の壁に本腰を入れて立ち向かう。」と言われております。また、町長も7期目に挑戦するにあたり、「きめ細やかな政策で人口減少問題に挑戦します。」と公約として掲げておりました。その公約の中で、「国に先駆けて幼児教育・保育の無償化を推進」を掲げ

ており、これが何を意味しているのか、国の動向に注視しておりましたが、今年1月の臨時会の中で、町長の所信表明では、「子育て支援についてです。国が本年10月から始める幼児教育・保育の無償化を5歳児について、4月から前倒しして実施します。」と述べられております。

子育て世代への経済的な支援として、全国の先進事例が蓄積されつつある現在、多くの事例が公表されております。ここで述べなくても多くの方がいろいろと調査や研究をされておりますので省略させていただきたいと思いますが、私は経済的な支援を行うことが一番効率が高い施策ではないかと考えております。

各種調査の一例、参考資料の1ページではありますが、理想の子供の数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、経済的な理由で断念しているという回答が約60%と、一番大きな理由に挙げられていることを示させていただきます。

また、未婚化も問題となっており、結婚しない理由としても、町のアンケート結果からも、経済的な理由が示されており、子育て中の方の心配や不安としても、子育てにお金がかかる、将来の出費など、経済的な理由が挙げられております。

東庄町でも、経済的な支援として、18歳までの医療費の無償化、給食費の無償化、予防接種の補助、子育てガイドブックの作成など、いろいろと先進的な施策を実施していると思いますが、保育の無償化は人口減少の対策の一つとして、子育て世代への経済的な支援としての一施策ではありますが、全国の先進事例の中で保育の無償化を選んだ理由を伺わせていただきます。

2回目以降は自席より質問をさせていただきます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、保育無償化の理由についてお答えをいたします。

平成31年度から幼稚園が認定こども園となり、東庄町在住の幼稚園園児については4月から保育料を徴収しないこととなったことから、町では保育園園児と幼稚園園児との平等性を図るため、東庄町に住所を有し、保育所に入所する5歳児の保育料について、幼稚園保育料と同じく平成31年度から保育料を無償とするものでございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

質問要旨 3歳からの無償化について。

私は、来月、平成31年4月からでも、3歳からの保育の無償化を進めなければならないと考えております。しかし、待機児童の解消を優先すべきであり、保育の無償化によって入園される児童数が増えることが想定されるため、質問することが出来ませんでした。先日、待機児童が解消された旨の報告がありましたので、3歳からの保育の無償化を実施すべきと質問をさせていただきます。

予算、財政的などの理由で難しいのはわかっておりますが、国に先駆けて実施出来るのは今しかありません。先月、森さんと遠藤さんの旭日双光章の祝賀会があり、そのご功績の中で、約20年前に国に先駆けて「情報公開条例」を作られたと知りました。以前はいろいろと新しいことにチャレンジしていたのではと考えるようになり、国より早く実施するという姿勢も一つの町のイメージを良くする施策であると実感しました。国に先駆けて3歳からの保育の無償化の実施は可能なのか伺わせていただきます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

3歳からの保育の無償化の実施は可能かとのことですが、5歳児の保育料無償化について検討した時に、3歳児からの保育料無償化についても検討をしましたが、当時は3歳児から無償化とした場合に、待機児童の発生が懸念されることなどがありました。来年度は議員がおっしゃられるように待機児童は発生しておりませんが、現時点では財政面等から実施する予定はございません。

以上です。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

これからの予算状況などを見て、機会があればまた伺わせていただきたいと思います。

ます。

また、なぜ今すぐの対策を急ぐ必要があるかなどは、次からの質問の中で説明していきたいと思います。

次の質問要旨に移ります。

2、緩やかな人口減少への緊急対策について。人口の目標・現状についてを質問させていただきます。

人口減少の問題を対策するにあたり、まずは東庄町の人口の将来の目標と現状を確認したいと思います。

数値は参考資料1ページをご覧ください。先に目標として東庄町の人口ビジョンでは、平成27年の国勢調査人口予測から5年後の人口を約800人の減少に抑えることを目標に掲げており、5年で割り、1年に換算しますと、年間160人ペースの減少を目標設定していることとなります。

過去の減少ペースは、ご存じのとおり平成17年、1万6,000人から、平成22年、1万5,000人、平成27年1万4,000人と、5年ごとに1,000人、10年で2,000人、1年に200人のペースで減少しております。単純に比べますと、目標は年間160人ペースの減少を目標としており、過去10年は200人の減少となりますので、年間40人、人口の減少を緩やかにすることを人口ビジョンや総合戦略で平成27年度の4年前から目標に掲げたこととなります。

パーセンテージに直しますと、約20%の改善を目標にしていると考えることが出来ます。

それでは、目標に掲げた平成27年以降の、ここ数年の現状はどうなっているのかといえば、国勢調査と基本台帳とで人数は異なりますので、減少人数を比較することで基準を合わせてみます。最近の平成27年以降の東庄町の人口は、平成27年から3年間で548人のマイナス、1年間に直しますと183人ペースで減少いたしており、20人、減少ペースと10%の減少にとどまっております。

逆に、良く言えば、200人ペースから20人の減少を抑えられている。最近の施策が10%の効果を表しているとも考えられます。

それでは、過去は200人減少ペース、現在は180人減少ペース、10%の効果。目標は160人減少ペース、20%の効果であり、ここ最近行った各種経済的な支援を更に2倍に増やしていかなければ40人減少ペース、20%減少の目標は

達成することは出来ません。

それではここで人口の目標、現状を伺います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、花香議員のご質問にお答えをいたします。

緩やかな人口減少への緊急対策について。初めに、人口の目標・現状についてお答えを申し上げます。

平成28年3月に策定しました東庄町人口ビジョンでは、45年後の平成72年、2060年までを対象期間としており、5年ごとの国勢調査実施年に目標人員を設定しております。

次回国勢調査の平成32年、2020年、目標人数は、1万3,331人としており、人口減少を各年に均等に計算しますと、平成28年、1万3,988人、平成29年、1万3,824人、平成30年、1万3,860人、平成31年、1万3,496人、平成32年、1万3,331人となります。

これに対して、各年10月1日現在、国勢調査基準日と同じであります。この住民基本台帳人口、外国人を除くということですが、この状況ですが、平成28年、1万4,226人、平成29年、1万4,088人、平成30年、1万3,840人となっております。

なお、過去の統計で国勢調査と住民基本台帳人口を比較すると、住民基本台帳人口の方が多くなっているため、ただいま申し上げました人数は単純に比較することは出来ませんので、ご留意をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

単純に比較出来ないということですが、今、答弁いただいた基本台帳の人口、私の方で示させていただいている資料と調べた月が違いますので、数字に多少誤差がある点はご了承ください。

答弁いただいた人数からいたしますと、2年間の比較ではありますけれども、3

80人減少ということで、年間に直しますと190人のペースの減少となるということだと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

次に質問要旨 出生率1.5などの総合戦略の目標について。

どのように抑えていくかは冒頭でも述べさせていただいたとおり、総合計画、また総合戦略も重要な計画となります。

人口の増減は、一つに、社会的な増減として、移住者を増やすのか、出ていく人を抑えるのかという側面もございますが、先程高木議員の一般質問の答弁の中で総務課長が答えておられましたとおり、東庄町では社会的な減少から自然的な減少へとシフトしている現状であり、改善傾向となっております。という理由から、今回は社会的な人口増減として、移住者などについては次回の機会へ省略させていただき、今回は自然増として出産数を増やすことに着目させていただきます。

1点目の質問として、出生率1.5など、総合戦略を検証します。

総合戦略では、基本目標1、結婚・出産・子育て、希望の実現として掲げています。

平成31年度、総合戦略の数値目標である子育て支援の満足度40%、合計特殊出生率1.5は、どのような状況なのか。計画の期間として平成27年から平成31年の5ヶ年計画であり、あと残り1年である現状の進捗状況を伺わせていただきます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えを申し上げます。

総合戦略目標のうち、平成31年子育て支援満足度40%及び合計特殊出生率1.5についてお答えいたします。

子育て支援の満足度は、子育て世代へのアンケート等により測定していますので、計画期間終了後の平成32年度以降に実施する予定でございます。

また、東庄町の合計特殊出生率でございますが、最新数値は平成29年の1.05となっております。

次に、総合戦略についてですが、子育て支援や雇用創出などの基本4目標、13

施策、37事業が記載されております。平成29年度末実績としまして、33事業、継続が31事業、新規が2事業でございますが、これらを実施しておりますが、残念ながら数値目標の達成には難しい状況となっております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

出生率については、参考資料の2ページをご覧ください。

全国や千葉県の近年では、年々増加傾向が続いておりますが、国の統計上では一時的に少し下がってから「1.4」に収束されていくと考えられております。町の目標として、1年後に1.5、6年後に1.8、11年後に1.92と、意図的に出生率を上げるためには、国が行う施策よりも更に効果のある施策を行わなければなりません。出生率が上がるまで毎年PDCAサイクルを回し、次の施策を準備しておき、達成出来ないのであれば追加の施策を年度途中でも実行する、各種施策の成果は最後には人口という数値で表れることを忘れないでいただきたいと思います。

質問要旨 第2子の保育無償化について。

それでは、出生率を数値的に上げるには大きく2点あり、1点目に既婚率、結婚している割合を増やすことが重要であります。

そのために未婚の対策や晩婚化の対策が必要であり、35歳から39歳の未婚率は、参考資料2ページの中段をご覧ください、男性約45%、女性約25%と高くなっており、平均初婚年齢も男性31歳、女性29歳と高くなっております

なお、男性の場合には、職業によって、農業や自営業の方はプラス2歳、結婚が遅れているというデータも示されております。

これらを改善することで、合計特殊出生率を数値的に上げることが出来ます。

2点目に、理想のお子さんの数に近づけてもらうことが重要です。理想のお子さんの数は約2.3人、現在のお子さんの数は約1.7人と、感覚的には約0.6人の差が生じております。

2点とも原因は経済的な理由が大きいと考えております。

ある統計では、第1子、第2子、第3子の出産の間隔は、参考資料3ページとなります、第1子は30歳、第2子は2年後の32歳、第3子は1年後の33歳と、

出産している状況を考えれば、第3子からの保育の無償化などの施策が有効に効果を表しているとも考えられます。

最近実施した施策といえば、給食費の無償化もそうですが、保育料の第2子の半額補助や第3子の全額補助の範囲を拡大したことではないでしょうか。

人口減少を緩やかにするための施策によって効果が表れているのであれば、保育の無償化は第2子まで範囲を拡大する必要があると思います。第2子からの保育料の無償化は既に50%、無償化しておりますので、完全に100%の無償化を考えてみていただきたいと思いますが、質問として、第2子からの保育の無償化を実施すべきと考え、伺わせていただきます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

第2子の保育の無償化を実施すべきとのご質問ですが、財政面にも影響することから、ご意見として承り、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

この質問の最後に合計特殊出生率の目標について確認させていただきます。

参考資料3ページの人口ビジョンをご覧ください。

平成31年、この1年で出生率1.5、平成37年、6年後に出生率1.8に急激に改善しなければ、15歳未満の人口は平成32年、1,284人から15年後の平成47年、1,237人、減らさない1,200人を維持していく計画どおりとはならず、推計人口の予測のとおり約700人となってしまいます。

これからの15年間、毎年平均82人の出生によって、今から15年後の15歳未満の子供達の人口が決まることを理解していただきたいと思います。

これから毎年、目標の出生率になっているかを検証し、補正予算を含めて、追加の施策を行っていただきたいと思います。

昨年のデータが示しているとおり、出生率1.05、出生数55人、これらを受けてどのような施策を行わなければならないのか早急に考えていただきたいとお願い

いたします。

質問要旨 地域別の人口減少数について。

地域別のある統計データを拝見させていただきましたが、そこには衝撃的なデータが示されておりました。いきなりではありますが、お聞きします。

神代地区の大久保、神田、東和田地域の15歳未満の人口は何人なのかご存じでしょうか。

高齢化率と併せて15歳未満の人口を伺います。

また、神代地区は10年前ごろより急激に人口が減っている理由を伺わせていただきます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、神代地区ということで、神代地区の大久保、神田、東和田の人口について、お答えを申し上げます。

これは、町丁字別人口というものの統計によるものですが、行政区ではなく、地番として、字別の集計となっている点をご留意願いたいと思います。

平成30年4月1日現在で、大久保区では総数が198人、15歳未満の方は6人で3.0%、それから15歳から64歳の方は101人で51.0%、65歳以上の方は91人で46.0%。

東和田区でございますが、総数は121人、15歳未満の方はゼロであります、それから15歳から64歳の方は67人いらして55.4%、65歳以上は54人で44.6%でございます。

神田区ですが、総数は133人、15歳未満の方は2人で1.5%、15歳から64歳の方は73人で54.9%、65歳以上は58人で43.6%ということになります。

比較のために平成20年4月1日現在で申し上げますと、大久保区は、総数268人、15歳未満が26人で9.7%、15歳から64歳は165人で61.6%、65歳以上の方は77人で28.7%。

東和田区、総数161人、15歳未満は16人で9.9%、15歳から64歳は97人で60.2%、65歳以上は48人、29.8%。

神田区が、総数で169人、15歳未満が23人で13.6%、15歳から64歳が90人で53.3%、65歳以上が56人で33.1%ということでございます。

この9年間の東庄町全体の人口減少率は12.5%ですが、上記の地区は減少率が町全体より大きくなっているということでございます。

統計上の自然減や社会減の内容が不明であるため、その要因についてはお答え出来るものではございません。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

今、答弁いただきました数値につきましては、参考資料の4ページに掲載させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

近隣市町村の各地域も見てみました。新興住宅団地などを除き、100人以上いる地域で高齢化率が40%を超えてという地域を見させていただいたんですけれども、15歳未満人口がゼロ人という地域はありませんでした。

10年前には、15歳未満人口はそれぞれ二、三十人と、町の他の地域と比べても問題があるとは感じられませんでした。10年間で20%の人口が減少しており、このままではあと数年で限界集落となってしまう恐れがあります。東庄町の他の地域よりも特別な緊急な対策が急がれます。

質問要旨 地域別の過疎対策について。

このように自分の住んでいる地域のデータのデータは、他の地域と比べなければ多いのか少ないのか、把握することは出来ません。

それでは、視点を変えて提案いたしますと、適正な人口の基準として、小学生の人数を町の人口で割ってみますと、5%前後ぐらいの数値となりました。人口ビジョンでも15歳未満の割合を10%から12.5%と示しておりますので、小学生の人口でいえば4%から5%ということになります。

小学生の人数であれば、比較的簡単に感覚的に把握出来ると思います。どこの地域でも簡単に基準を合わせられる目安となると思います。今は4%台と低く、人口が減少していく中で、私はこの数値に基準を定めて改善を行っていくことを提案さ

せていただきます。

例えば、先程の神代の大久保地域でいえば、人口200人だとするならば、4%で、現在の平均人数から言えば、小学生は8人となります。笹川の新田地域で言えば、人口250人だとするならば、4%で、小学生は10人となります。

この数値が極端に低い地域では、お子さんのいる家庭の地域行事などの負担も大きいと考え、また地域の持続性という意味でも、過疎対策として、一定の地域、一定の条件を定め、5点目の質問として、15歳未満の人口、子供達のいない地域へどのような対策を考えているのか。例えば、新規住宅購入の補助金をするなど、経済的な支援をしても良いと考え、提案いたします。何かしらの緊急対策をご検討いただけるか伺います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

地区別の過疎対策についてお答えをいたします。

東庄町は平成29年4月に過疎指定を受けたところでございます。現在、そのような対策は実施しておりません。今後、平成31年度事業として、地域人口分析業務ということで委託を予定しており、地区ごとに人口分析予測シミュレーションを行う予定でございます。その結果から、特定地区に対する人口減少対策のための施策が検討出来るものと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

早急な対策をよろしく願いいたします。

質問要旨 早期に結婚する経済的支援について。

次に、世帯当たりの人数に着目してみます。

東庄町は、千葉県の市町村の中で一番人数が多く、一世帯当たり約3人です。参考までに、一番少ないところは市川市の約2人となり、千葉県の平均は2.3人となります。

約25年前の平成5年では、東庄町の世帯数当たり約4人となっており、結婚や

出産の年齢が早かった時代であったと考えられます。当時は25歳くらいで出産していたと思いますが、現在は30歳くらいであり、この5歳の違いについて、晩婚化が人口にどのような影響を及ぼしているのかを独自の変わった視点で考え、提案をいたします。

仮に85歳まで寿命があるとしまして、出生数2人、転入転出はないものとし、世帯を分けて、住む家が別々であっても一つの世帯と考えた場合、この結婚の間隔のサイクルが100年間続きますと、結婚や出産が25歳の場合と、同じく結婚や出産が30歳の場合では、これだけで約2割、人口が変わります。

これは、まだ裏付けが見つからず、独自の視点での考えとなります。

わかりにくい説明のため、参考資料4ページにイメージ図を配付させていただきました。

晩婚化が人口に影響する結婚の間隔のみを比較したイメージ図となります。晩婚化を1年でも早めることが出来るのであれば、自然と人口の減少は緩やかになっていくと考えられます。

このように、世帯を分けて住む家が別々になったとしても、早期に結婚することで家族構成、ここでいう世帯当たりの人口が増えて、結果として町全体の人口が増えていくと考えております。そのためには、早期に結婚する環境を整備することも重要と考え、質問として、早期の結婚祝い金、早期の住宅購入補助金など、高齢者の祝い金などと同様に、早ければ早いほど、経済的に大変だと考えるなら、仮に25歳や30歳までと奨励しても良いと考え、伺わせていただきます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

早期に結婚する経済的支援について、お答えをいたします。

総合戦略において、早期の結婚に対する経済的支援事業は実施しておりません。早期結婚を対象に、限定してはおりませんが、既存の事業として婚活応援事業を介した参加者が婚姻した場合に結婚祝い品をお渡ししているところでございます。

また、子育て世帯、多世代同居住宅支援事業として住宅改修補助金を補助しているところでございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

6番、花香孝彦君。

6番（花香孝彦君）

早く結婚する効果については、もう少し詳しく説明出来るように、引き続き自分でも検証していきたいと思っております。

質問要旨 毎年、将来人口・追加支援について。

最後に、未婚率、早期の結婚、希望のお子さん数などと、それぞれの地域ごとにそれぞれのデータが、少しずつでも改善されれば、結果として人口の減少が緩やかになると考えております。このまま目標としている毎年の人口や出生数などが達成出来ずに進んでしまうと、15年後には人口3,000人減少し、1万人を下回り、30年サイクルで人口は半分に減り続けていきます。今、出生率が上がらなければ出生数が年間80人以下のペースでは地域を持続することも出来ません。

小学校の統合は、人口が減ったことによる対応であり、人口を回復するための施策ではありません。同時に、人口を維持するための予算がないのかもしれませんが、今年生まれたお子さん達が、30年後には家庭を持つと考え、今、同時に人口を維持するための子育て支援策を実施し、人口減少問題に挑戦しなければ、この町の未来はありません。

既婚率の検証、結婚平均年齢の検証、出生数や出生率の検証を毎年確認することにより、人口の将来予測は比較的簡単に計算することが出来ます。

重要な数値だけでも再入力し、人口ビジョンの目標がどれくらい達成出来ているのか。目標としている人口推計パターン3の人口推移表の毎年の報告をお願いいたし、また15歳未満人口、出生率に応じた追加の緊急対策の実施を報告いただくように答弁を求め、質問を終わります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

将来人口の推移表について、お答えをいたします。

東庄町人口ビジョンの作成には、自然増減、社会増減の要因をもとに推計したものでございますが、町で数値を入力し、計算出来るものではなく、専門事業者へ委託して作成をしております。このため、人口推移表を毎年作成することは困難とい

うふうに考えております。

次に、追加支援について、お答えいたします。

総合戦略に計上されていない事業についても追加の緊急対策を実施しているところでございます。

例といたしまして、平成30年度からは、学校給食費の無償化を始めております。

また、平成31年度より、幼稚園2園を認定こども園とし、保護者のニーズに対応してまいります。

また、平成31年度からは、保育園の5歳児の保育料を国に先駆け、無償化をするということでございます。

このように、毎年、子育て支援対策として新規施策を実施しておりますので、この点、ご理解、ご協力をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時20分からとします。

（午後 3時12分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第2号、教育長の任命についてを議題とします。

ここで教育長、五十嵐正憲君の退席を求めます。

（教育長 五十嵐正憲君 退席）

議長（城之内一男君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第2号、教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育長の五十嵐正憲氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となります。適任者であると考え、再任いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第2号、教育長の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第2号は同意することに決定しました。

ここで教育長、五十嵐正憲君は入場してください。

（教育長 五十嵐正憲君 入場）

議長（城之内一男君）

日程第7、同意第3号、農業委員会委員の任命についてから日程第16、同意第12号、農業委員会委員の任命について、以上10案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました同意第3号から同意第12号までの農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現在、委員をお願いしております農業委員の皆様の任期が平成31年3月31日

をもって満了になることから、新たに10人の農業委員を任命するため、農業委員会等に関する法律に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、3ページをお願いいたします。同意第3号から、12ページの同意第12号までについては、農業委員会委員定数10人の委員のそれぞれの方についての同意案件でございます。一括して説明をさせていただきます。

農業委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て任命することとなっております。

委員の定数は10人でございます。

そのうち農業委員会法第8条第5項によりまして、10人のうち半数を超す人数を認定農業者とするとなっております。そして、同条第6項によりまして、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれなければなりません。また、同条第7項におきまして、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する、これは女性も積極的に登用するといった内容でございますが、となっております。

それでは、別紙の参考資料、1枚だけの資料ですが、お願いいたします。

同意第3号から同意第12号の参考資料でございます。

同意第3号につきましては、上代金治さん、認定農業者でございます。同意第4号につきましては、菅谷耕一さん、認定農業者でございます。同意第5号につきましては、浅羽ミヨ子さん、農業者でございます。同意第6号につきましては、根本美津江さん、第8条第6項の利害関係がない方でございます。同意第7号につきましては、吉田公子さん、認定農業者でございます。同意第8号につきましては、保立守さん、認定農業者でございます。同意第9号につきましては、江波戸敏雄さん、認定農業者でございます。同意第10号につきましては、押山長司さん、認定農業者でございます。同意第11号につきましては、岡野豊さん、認定農業者でございます。同意第12号につきましては、岡野均さん、認定農業者でございます。

以上、10人の方の同意案件でございます。10人のうち認定農業者が8人、農業者が一人、利害関係がない方が一人となっております。10人のうち3人が女性でございます。

以上、同意第3号から同意第12号につきまして、内容を説明させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号から同意第12号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、同意第3号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、同意第5号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、同意第6号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

ここで推薦人である大網正敏君の退席を求めます。

(7番 大網正敏君 退席)

議長(城之内一男君)

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第6号は同意することに決定しました。

ここで、大網正敏君は入場をしてください。

(7番 大網正敏君 入場)

議長(城之内一男君)

次に、同意第7号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第7号は同意することに決定しました。

次に、同意第8号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第8号は同意することに決定しました。

次に、同意第9号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第9号は同意することに決定しました。

次に、同意第10号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第10号は同意することに決定しました。

次に、同意第11号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第11号は同意することに決定しました。

次に、同意第12号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第12号は同意することに決定しました。

日程第17、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東庄町一般会計補正予算)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第1号、平成30年度東庄町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、繰越明許費の設定について補正し

たものでございます。

繰越明許費の対象事項は小学校費及び中学校費となります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

承認第1号、専決処分の承認を求めることについての内容の説明を申し上げます。

東庄町一般会計補正予算（第3号）につきまして、1月31日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

議案書の16ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきましては、繰越明許費として、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することの出来る経費を定めたものでございます。

町長の提案理由にありましたとおり、小学校費及び中学校費の教育施設維持工事について繰り越したものでございます。

初めに、9款・教育費、2項・小学校費の教育施設整備事業2,933万3,000円。こちらは笹川小学校南校舎空調設置工事と、それに伴う設計監理業務となります。

次に、同じ款の3目・中学校費の教育施設整備事業7,461万8,000円。こちらは中学校技術棟等解体工事となります。

それぞれ工期を7月までとする必要がありましたので、入札に伴い、専決処分とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東庄町一般会計補正予算)を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第18、議案第9号、東庄町森林環境基金条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは議案第9号、東庄町森林環境基金条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この条例は、平成31年度から町に譲与される森林環境譲与税について、森林整備や木材利用の促進などに充てるための財源を適正に加味し、有効に活用するために基金を設置するものでございます。

また、この基金をもとに森林整備など、事業化をする時は法律の趣旨に沿った活用方法を十分検討した上で実施してまいりたいと考えているところでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、議案第9号、東庄町森林環境基金条例を制定することについての内容の説明を申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立することに伴い、平成36年度から課税される森林環境税に先行しまして、平成31年度より町に森林環境譲与税が譲与されます。

この法律は、地方税制改正において、国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林関連法令が見直しされることを踏まえて創設されるものでございます。

今回、上程した条例は、この目的を果たすための財源となる譲与税の受け皿を基金として整備するものでございます。

東庄町への平成31年度の譲与見込み額はおよそ70万円となっております。これは町の私有林、人工林面積、林業就業者数、町の人口を按分して算出した額となっております。

森林環境譲与税の用途につきましては、森林整備に充てることが目的となっておりますが、森林整備の促進のために取り組む人材育成、担い手の確保、材木利用の促進、普及啓発など地方の実情に応じて弾力的に実施することが出来るものであります。

町の森林環境譲与税の用途につきましては、未確定であり、また、単年度で事業化して実施するには譲与額が少額であることから、事業内容等を十分検討し、今後、ご意見を聞きながら、効果的で町民のための事業となるように取り組んでまいりたいと考えております。

条例の内容につきましては、全6条で構成されております。

第1条では、目的を示し、基金の設置、また基金の名称を東庄町森林環境基金とさせていただきます。第2条には、積立てる資源について。第3条には、基金の管理。第4条には、運用益金の処理。第5条には、処分。第6条では委任についてという構成でございます。

以上、簡単ではございますが、条例の内容を説明させていただきました。趣旨を

ご理解いただき、ご審議の上、可決くださるよう、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第9号、東庄町森林環境基金条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第10号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第10号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、

提案理由を申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日、施行されることに伴い、東庄町水道事業布設工事監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について改正が必要なことから、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

議案第10号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容の説明を申し上げます。

議案書の20ページをご覧ください。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日より施行することに伴い、条例の改正を行うものであります。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案より説明をさせていただきます。

第3条第3号の改正は、学校教育法の改正に伴い、新たに専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学が制度化されたため、追加するものです。

第8号の改正は、技術士法施行規則の一部を改正する省令の改正により、文言を削除するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条第2号及び第4号の改正は、第3条第3号と同様に、新たに専門職大学が制度化されたため追加するものです。

その他の細かな改正は文言の整理による改正となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第10号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第11号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第11号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

東庄町では、平成30年度の国保広域化に伴い、平成31年度から国民健康保険税の課税方式の見直しを実施いたします。それに伴い、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第11号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の22ページをご覧ください。

今回の改正は、平成30年4月から国保広域化により、各市町村の国民健康保険税の税率は千葉県より示される標準保険料率を参考に決定することになり、町では、この標準保険料率を参考にすると共に、被保険者の負担を軽減するため、平成31年度からの賦課方式の改正を行うものであります。

恐れ入りますが、別冊の参考資料の3ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により、ご説明させていただきます。

第2条第2項の課税額の改正は、先程申し上げました賦課方式の見直しに伴い、医療分の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式のうち、資産割を廃止し、3方式とする改正でございます。

また、第4条の国民健康保険の被保険者に関わる資産割額の改正は、資産税の廃止に伴い、条を削除するものでございます。

その他の細かな改正は、文言の整理による改正となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第 11 号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 12 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第 12 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から幼稚園 2 園が統合し、幼稚園型こども園に移行することに伴い、幼稚園長の報酬を幼稚園型こども園の管理運営に見合った額に改定するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第 12 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の 5 ページをお願いいたします。中ほどになります。

幼稚園長の報酬月額 9 万円を月額 15 万円に増額する改定となっております。平

成 3 1 年 4 月 1 日から幼稚園 2 園が統合し、幼稚園型こども園に移行することに伴い、開園時間の延長、職員数の増、園児数の増、預かり保育の実施等により、幼稚園長の管理運營業務等の職務が増大することが見込まれます。幼稚園型こども園の園長としてのその職務の複雑・困難及び責任の度合いに基づき考慮し、また、近隣のこども園の園長の報酬、一般職の職員が再任用され、園長となった場合の給与等を参考に増額改定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第 1 2 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 1 3 号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第13号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この改正は、育児休業の承認を受けた職員及び自己啓発休業の承認を受けた職員の代替職員として、任期つき職員等を採用することを踏まえ、職員定数の適正な管理を図るため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第13号、東庄町職員定数条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

参考資料の6ページをお願いいたします。

東庄町職員定数条例、第5条で規定する東庄町の職員の定数外とする職員に育児休業の承認を受けた職員及び自己啓発等休業の承認を受けた職員を追加する改正となっております。

この改正により、職員の定数にカウントされるフルタイムの任期つき職員等を当該休業の承認を受けた職員の代替職員として採用することが可能となります。

現在、町では、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、行政運営において最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することが求められております。これらの内容を踏まえ、職員定数の適正な管理を図るため、東庄町職員定数条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第13号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第14号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第14号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、職員の時間外勤務の縮減等に向け、所要の措置を講ずるため、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規則に委任すべく規定するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第14号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、国においては人事委員会規則が平成31年2月1日に交付され、超過勤務命令の上限を定めることや、超過勤務の縮減に向けた適切な対策を講ずること等が規定をされました。

また、県においても正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を人事委員会規則に委任する内容の条例、改正案を議会に上程しており、時間外勤務の上限設定等について、平成31年4月から適用すべく人事委員会議規則の改正等の所要の措置を講ずることとなっております。

それでは、参考資料7ページをお願いいたします。

東庄町においても、時間外勤務の上限設定等について、所要の措置を講ずるため、正規の勤務時間以外の時間に関する勤務に関し、必要な事項を規則に委任すべく規定を追加する改正となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第14号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。6日の会議は定刻にご参集願います。ご苦労さまでした。

（午後 4時10分 延会）